

第2期

豊富町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
豊富町

あいさつ

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、同年3月に「豊富町子ども・子育て支援事業計画」を「次世代育成支援地域行動計画」を包含した内容で策定いたしました。

計画は5年間の計画であり、令和元年度が計画の最終年度にあたるため、計画素案をまとめ、この度「第2期豊富町子ども・子育て支援事業計画」として策定をいたしました。

本計画では第1期計画の評価を行い、各事業の具体的な取り組みを掲載し、今後も継続的に点検・評価・見直しを実施いたします。

子育てをめぐる家庭の環境や地域の状況が年々変化しておりますが、子育て家庭が安心して暮らせるきめ細やかな支援と魅力あるまちづくりを目指し、取り組みを進めます。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の担い手を育成する基礎となり、次代を担う世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える環境づくりが必要であり、今後も町民や関係機関・団体の方々と連携を図りながら推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「豊富町子ども・子育て会議」のみなさまを始め、「豊富町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」などにご協力いただいた多くの町民のみなさまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

豊富町長 河田 誠 一

目 次

第1章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	1
1 豊富町が目指す子ども・子育て支援	1
2 基本理念	2
3 基本的な視点	2
第2章 計画の概要	3
1 計画の位置づけ	3
2 計画の対象	4
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	5
第3章 豊富町の子ども・子育てを取り巻く環境	6
1 人口・世帯	6
2 人口動態	7
3 就労環境の状況	8
4 アンケート調査の結果概要	9
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実	18
1 教育・保育提供区域について	18
2 児童数の推計	18
3 量の見込みの考え方	19
4 教育・保育施設の充実	20
5 地域子ども・子育て支援事業の充実	24
第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進	30
1 児童虐待防止対策の充実	30
2 発達支援・障がい児施策の充実	32
3 ひとり親家庭の自立の推進	34
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	35

第6章 次世代育成支援地域行動計画について	36
1 計画の目的	36
2 基本目標	36
3 計画の対象	36
4 事業の取り組み状況	37
第7章 事業の具体的な取り組み	41
1 家庭の子育てへの支援目標	41
2 仕事をしながら子育てをしている人への支援目標	46
3 親と子が共に学び育つ環境づくりのための支援目標	47
4 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの目標	49
5 地域全体で地域の特色を生かしながら次世代を育てるための目標	51
6 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について	52
第8章 計画の推進体制	53
1 関係機関等との連携	53
2 計画の達成状況の点検・評価	54

第1章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 豊富町が目指す子ども・子育て支援

本町が目指す子ども・子育て環境の姿を以下の通り定めます。

子どもの健やかな育ちとともに
親が 地域が 育ち 未来へつなぐまち とよとみ

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の町の担い手を育成する基礎となる重要な未来への取り組みでもあります。

本町ではこれまで、子どもの健やかな成長に向けて、親・家庭及び地域がそれぞれの役割を果たしながら主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、ともに育ちあうことを基本とし、「子どもの健やかな育ちとともに、親が地域が育つ町、とよとみ」を目指して取り組んできました。

人口減少が進み、子どもたちの姿が少なくなってきましたが、地域の宝であり、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、まちに誇りと愛着をもってまちの未来をつくっていくことができるよう、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、地域全体で子育て・子育てを見守り、支えていく環境づくりを一層進めていくこととします。



2 基本理念

本町が目指す子ども・子育て支援の姿を実現するための施策の方向性として、基本理念を以下の通り定めます。

- (1) 豊富町は、子どもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成」を目指します。
- (2) 豊富町は、家庭と地域との協力をもとに、「子どもが安心して生まれ、子育てしやすい環境づくり」を進めます。
- (3) 豊富町は、地域ぐるみで子育て支援に取り組み、「一人ひとりの子どもの健やかな育ち」の実現を推進します。

3 基本的な視点

本町における子ども・子育て支援の基本理念を踏まえ、以下の視点に立った施策・事業を推進します。

【視点1】子どもの育ちを支える環境づくり

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、すべての子どもが健やかに成長できるよう、親や身近な大人との関わりの中で人への信頼や社会性の基盤となる人格を育成し、自我と自主性の芽生えを生きる力に育むための充実した環境づくりをさらに進めていきます。

【視点2】すべての子育て家庭を支える環境づくり

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てを通じて親として成長していくことを支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を推進していきます。

【視点3】地域全体が協働して子ども・子育てを応援する環境づくり

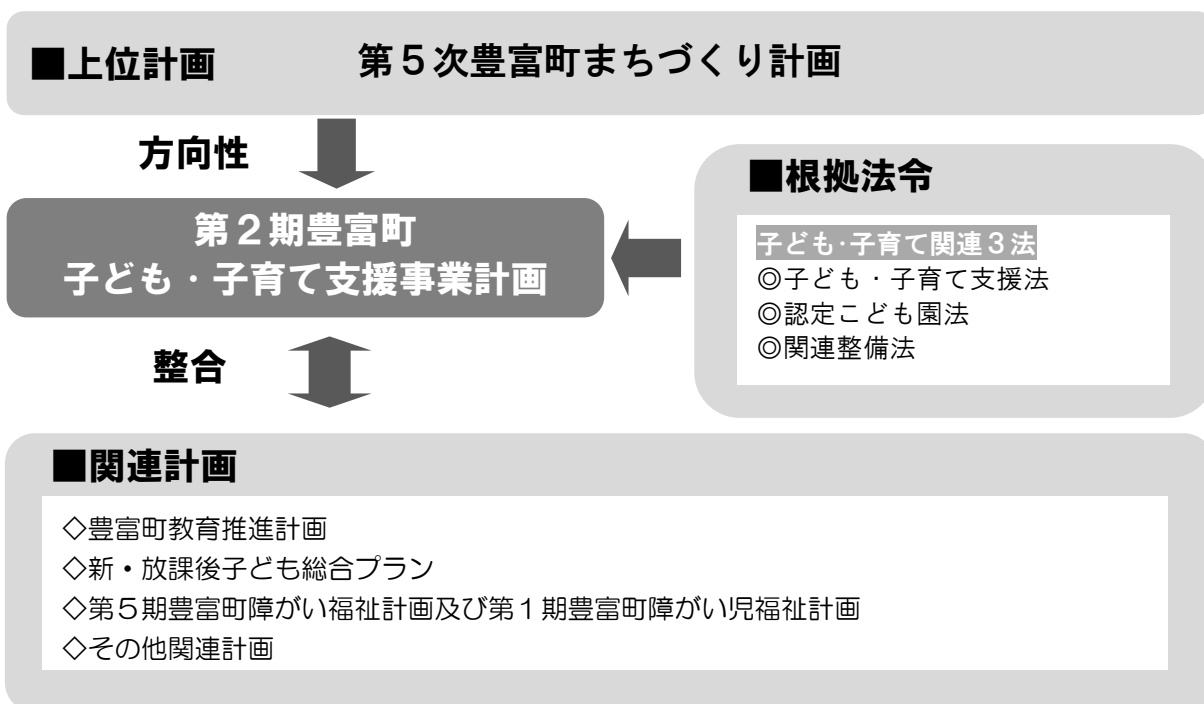
すべての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、地域全体で助け合い、支え合いをより深め、地域ぐるみで子ども自身と子育て家庭を応援する取り組みの充実を図ります。

第2章 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、平成27年度に策定した「第1期豊富町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画という。）が令和元年度に最終年度を迎えることから、新たに令和2年度を初年度とする「第2期豊富町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

本町が目指す子ども・子育て支援の姿の実現に向けて、今後進めていく施策の方向性や目標等を定めるとともに、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指し、計画的な環境整備を推進することを目的とし、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をはじめ、関連法令・制度に基づくとともに、町政の最上位計画である「第5次豊富町まちづくり計画」の方向性を踏まえ、関連計画との整合性を図ることとします。



2 計画の対象

本計画の対象となる「子ども」とは、子ども・子育て支援法に基づく主な施策・事業の対象年齢である小学生以下の子どもを中心に、児童福祉法等における「児童」の定義となる18歳未満の子どもとします（一部、18歳以上を対象とする施策も含まれます。）

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								

3 計画期間

法の施行の日から5年を1期として作成することとし、本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期									
				見直し					
					第2期				

4 計画の策定体制

①子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「豊富町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

②子ども・子育て会議準備会

庁内関係部署の取り組みとして、第1期計画に基づき各事業の進捗状況の把握や課題を整理したうえで計画内容、事業運営、施策推進について、子ども・子育て会議へと諮り、関係団体との情報の共有や連携を強化し、子育て支援に必要な環境の整備を進めました。

③アンケート調査の実施

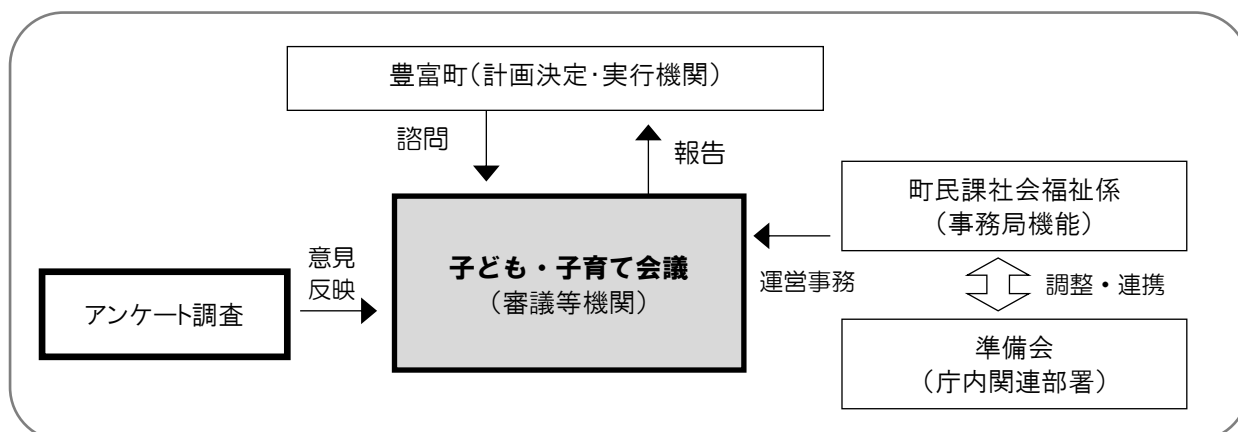
就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握するとともに、子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ることを目的として、「豊富町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

[実施概要]

- 調査対象：就学前児童のいる保護者及び小学生のいる保護者
- 調査期間：令和元年7月17日～令和元年7月31日
- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	(子どもの数)	回収率
未就学児	112票	99票	144人	88.4%
小学生	145票	101票	188人	69.7%

■策定体制



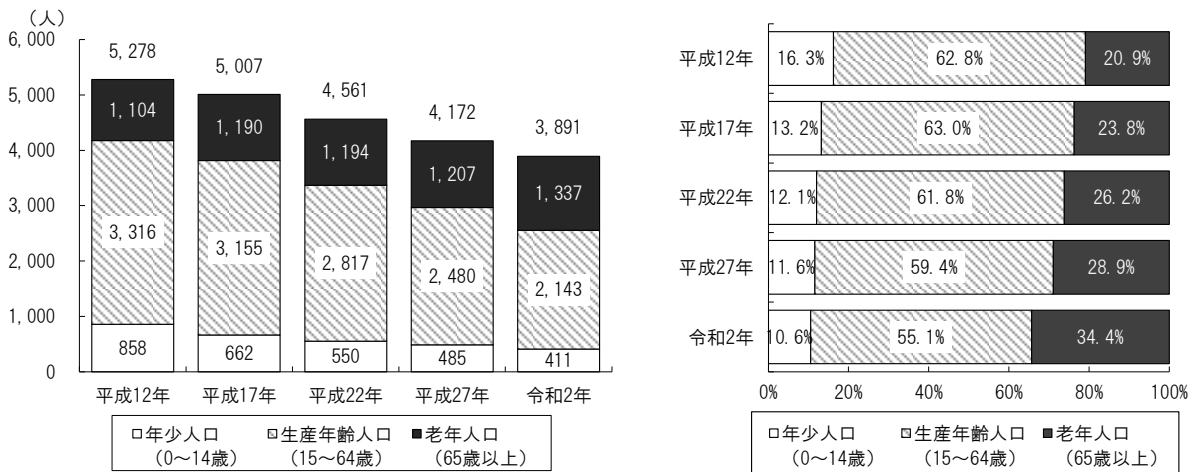
第3章 豊富町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯

(1) 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年1月1日現在で3,891人となっています。そのうち15歳未満の年少人口は411人で、平成12年の858人から20年間で447人(52.1%)減少しています。総人口に占める割合も16.3%から10.6%まで低下してきており、急速に少子化が進行しています。

■年齢3区分別人口(割合)の推移



出典：住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2) 世帯の状況

世帯数についても減少傾向にあり、平成17年から平成27年までの10年間で156世帯(8.1%)減少しています。一般世帯のうち約6割が核家族世帯で、ひとり親世帯は平成27年現在で36世帯となっています。

■世帯数及び世帯構成の状況

	豊富町				北海道	全国
	平成17年		平成27年		平成27年	平成27年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	1,932	-	1,776	-	-	-
核家族世帯	1,118	57.9%	1,003	56.5%	55.9%	55.8%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	141	7.3%	114	6.4%	6.5%	8.7%
うち18歳未満の子どもがいる世帯	334	17.3%	265	14.9%	16.2%	21.5%
母子世帯	27	1.4%	24	1.4%	1.9%	1.4%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	5	0.3%	4	0.2%	0.3%	0.2%
父子世帯	6	0.3%	6	0.3%	0.2%	0.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	1	0.1%	1	0.1%	0.01%	0.01%

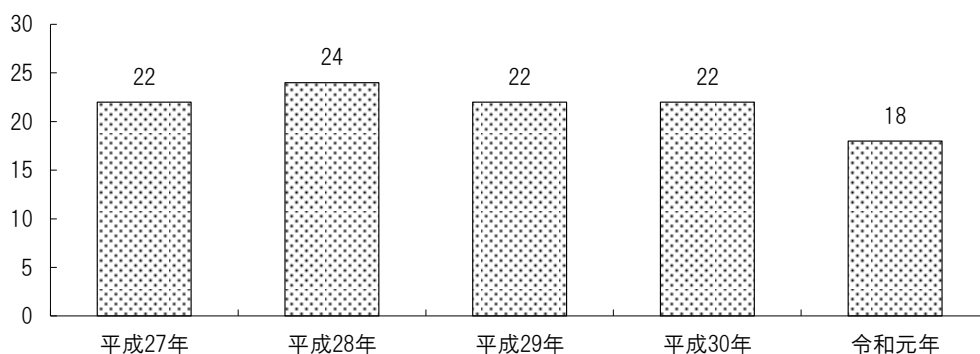
出典：国勢調査

2 人口動態

(1) 出生の状況

住民基本台帳により出生数の推移をみると、平成27年以降は20人強で推移していましたが、令和元年は18人となっています。

■出生数の推移

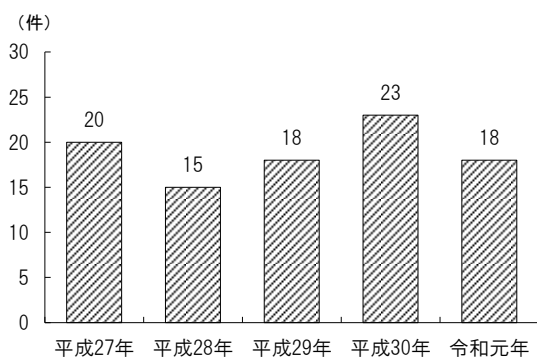


出典：住民基本台帳

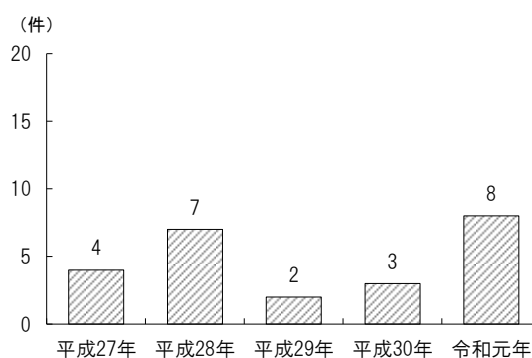
(2) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数、離婚件数は年によって増減しており、令和元年は婚姻が18件、離婚が8件となっています。

■婚姻件数の推移



■離婚件数の推移



出典：住民基本台帳

3 就労環境の状況

(1) 産業構造

本町は酪農が基幹産業のまちであり、第一次産業従事者の割合が高く、就業者全体の男性で3割弱、女性で2割強を占めており、本町の就業構造の特徴となっています。

■産業別就業者数・割合の状況（平成27年）

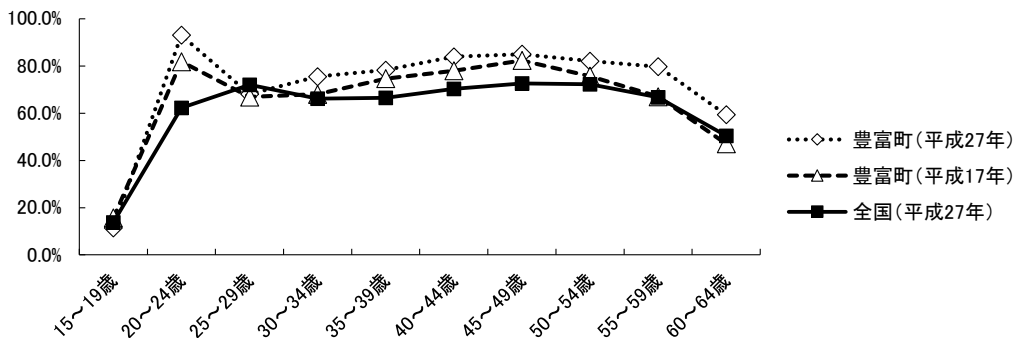
	豊富町		北海道		全国			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
第一次産業	350	27.2%	202	22.6%	7.9%	6.8%	4.3%	0.8%
第二次産業	249	19.4%	73	8.2%	23.9%	10.5%	32.9%	14.7%
第三次産業	687	53.4%	617	69.2%	68.2%	82.7%	62.8%	84.4%

出典：国勢調査

(2) 女性の就業状況

女性の年齢別労働力率をみると、平成17年から平成27年にかけて労働力率が上昇しています。全国と比べると全体的に高くなっていますが、20歳代後半は全国と同程度となっており、高い位置でM字カーブが描かれています。

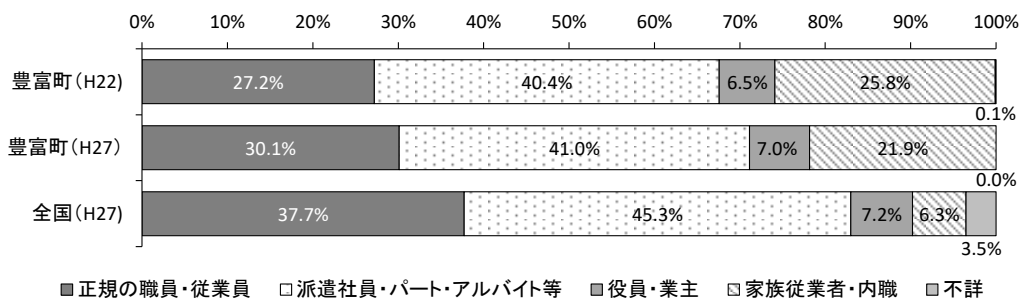
■女性の年齢別労働力率の状況



出典：国勢調査

女性の従業地位別割合をみると、「家族従業者・内職」の割合が高いことが特徴となっていますが、近年はその割合が減少し、「正規の職員・従業員」の割合が増加してきています。

■女性の従業地位別割合の状況



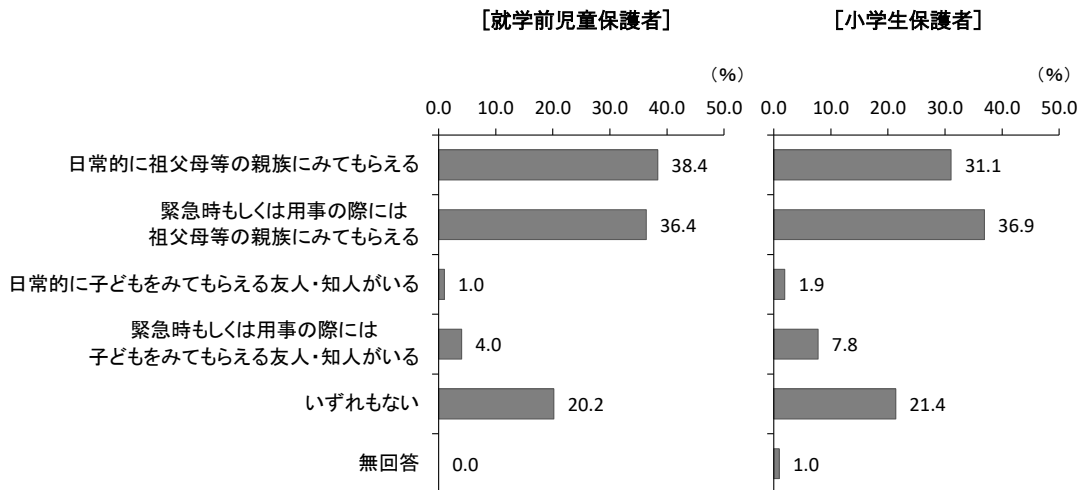
出典：国勢調査

4 アンケート調査の結果概要

(1) 子育ての状況

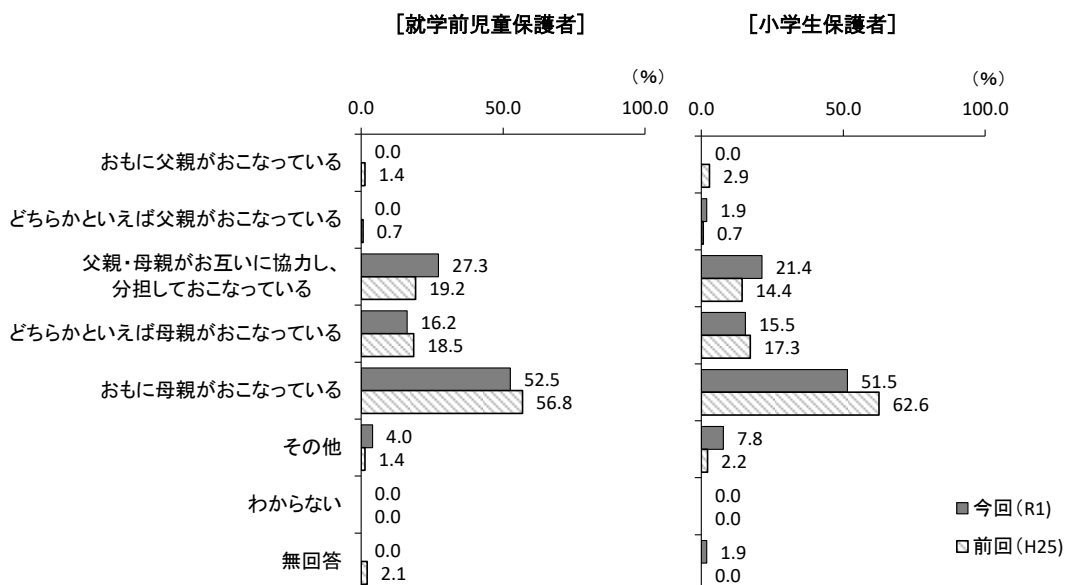
①子どもを見てもらえる状況

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」世帯は、就学前児童のいる世帯で約4割、小学生のいる世帯で約3割となっています。「いずれもない」世帯もそれぞれ約2割となっています。



②家庭での育児の状況

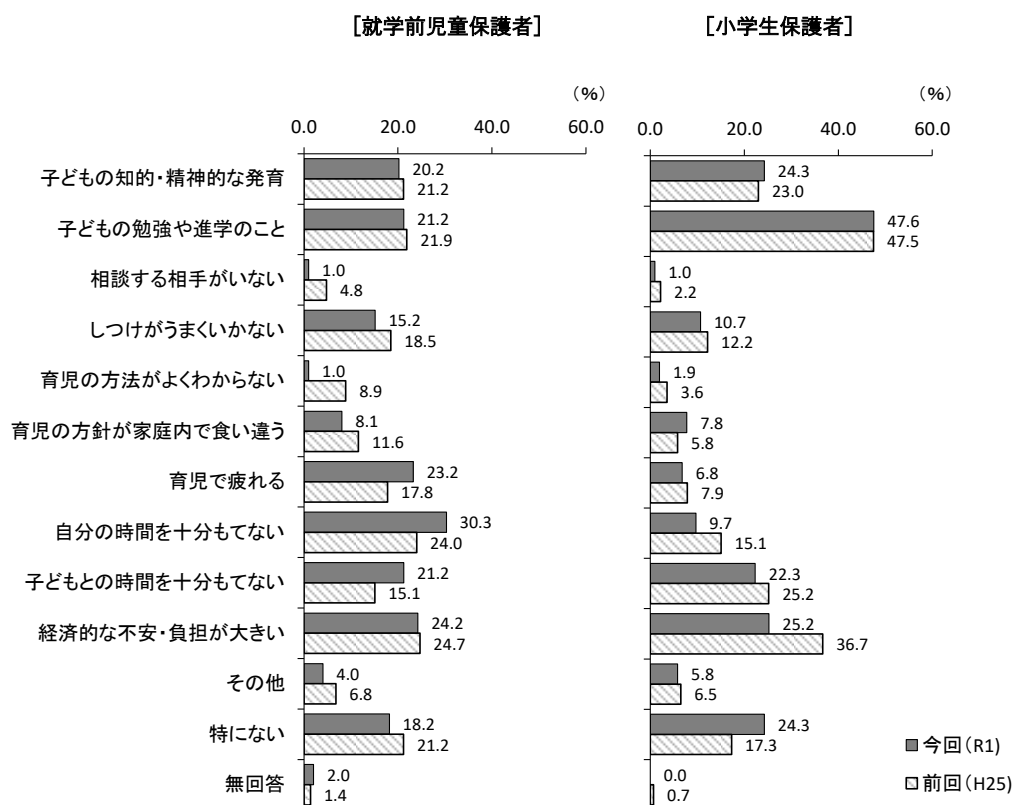
「おもに母親がおこなっている」の割合が約5割で最も高くなっていますが、前回調査と比べると「父親・母親がお互いに協力し、分担しておこなっている」の割合が増加しています。



③子育ての悩みや不安

就学前児童の保護者では「自分の時間を十分もてない」の割合が最も高く、前回調査と比べても割合が増加しているほか、「子どもとの時間を十分もてない」、「育児で疲れる」の割合が増加しています。

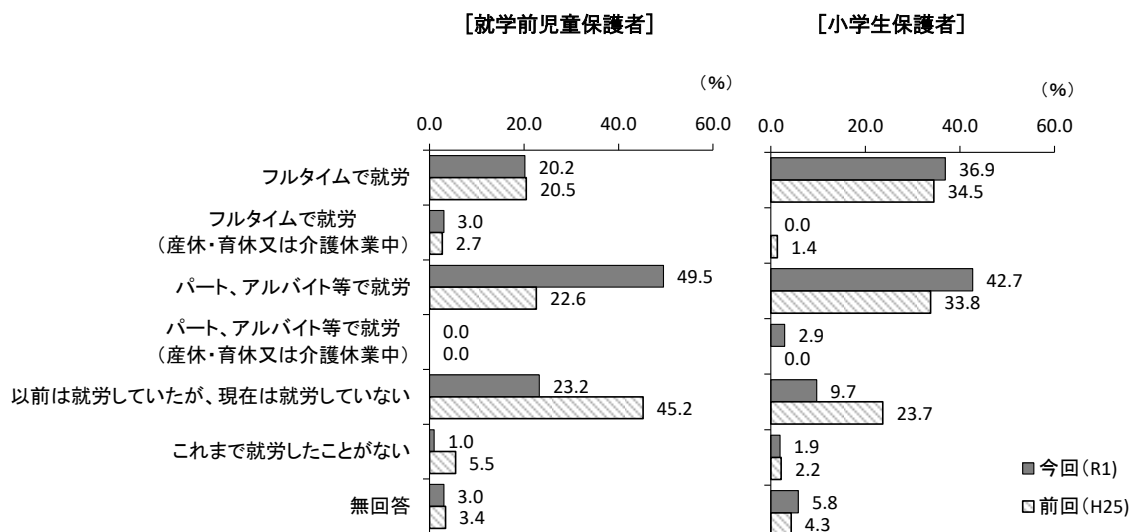
小学生の保護者では「子どもの勉強や進学のこと」が最も高く、前回調査からは「経済的な不安・負担が大きい」の割合が増加しています。



(2) 就労状況

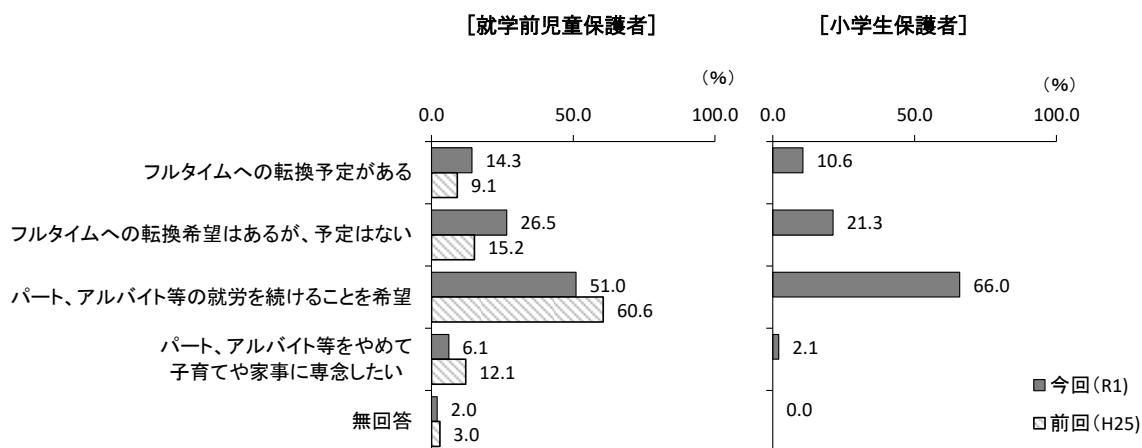
①母親の現在の就労状況

フルタイム、パート・アルバイト等を含めると、就学前児童の母親の約7割、小学生の母親の約8割が就労しています。前回調査と比べると、「パート・アルバイト等で就労」の割合が増加しています。



②フルタイムへの転換意向

パート・アルバイト等で就労している母親に、フルタイムへの転換意向をうかがったところ、就学前児童の母親の約4割、小学生の母親の約3割がフルタイムへの転換予定がある、もしくは転換希望があると回答しています。

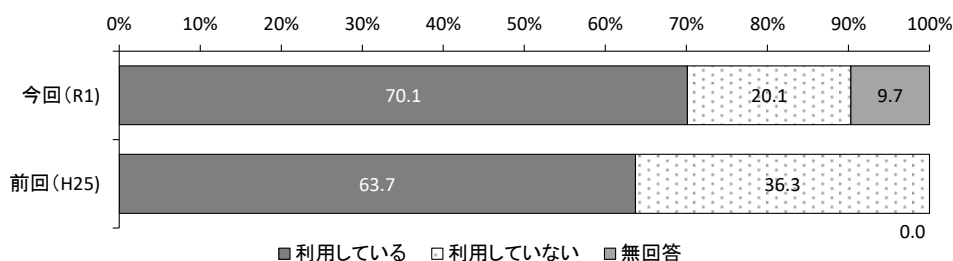


※小学生保護者は前回設問なし

(3) 教育・保育施設の利用について

①教育・保育施設の利用状況

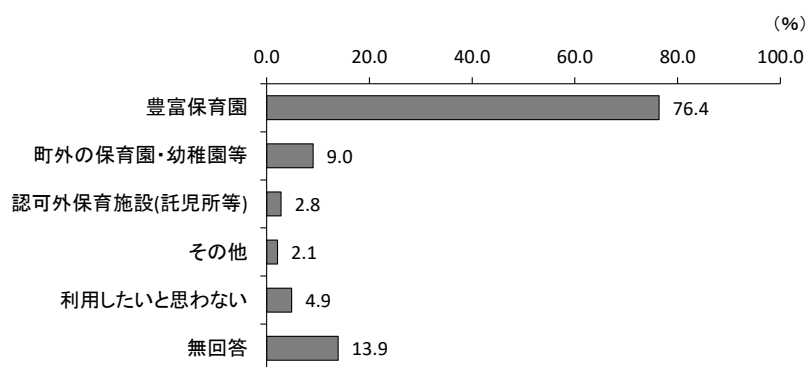
現在、保育園等の教育・保育施設を利用している子どもは約7割となっており、前回調査と比べて利用している子どもの割合が増加しています。



※今回の「利用している」は、「豊富保育園」、「町外の保育園・幼稚園等」「認可外保育施設(託児所等)」、「その他」の合計

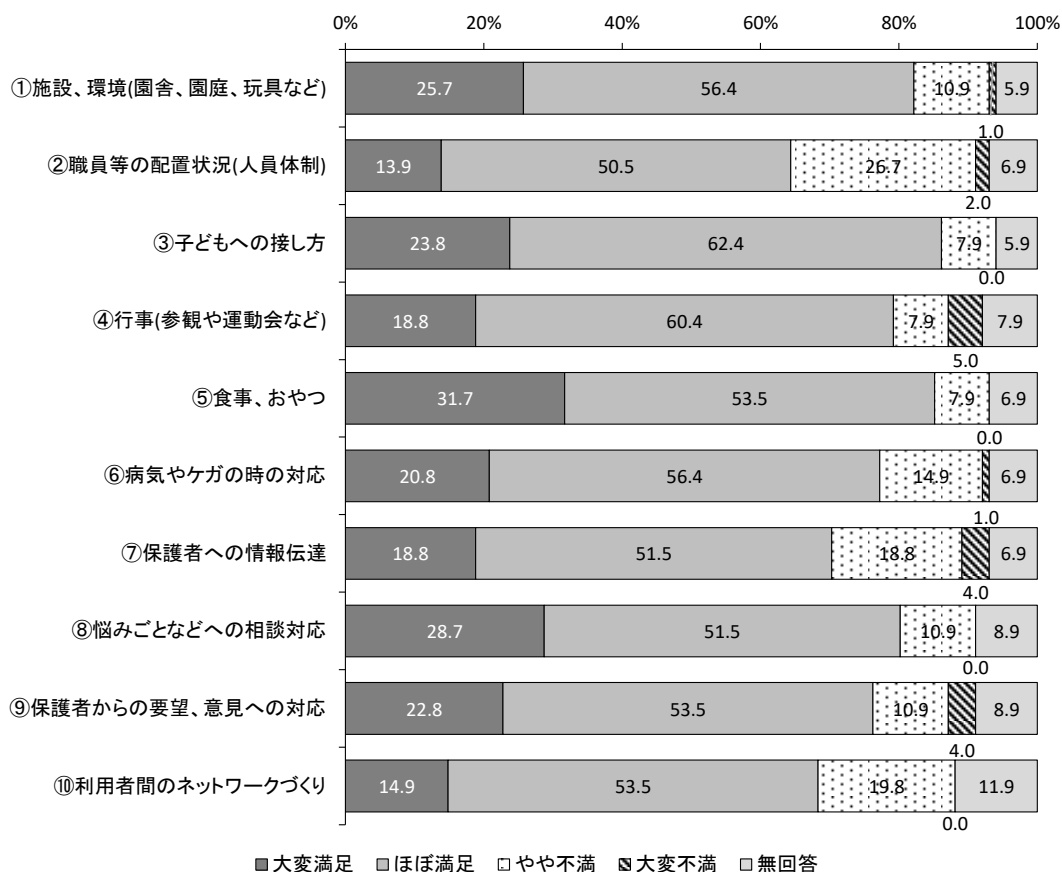
②今後の教育・保育施設の利用意向

今後、利用したい教育・保育施設をうかがったところ、「豊富保育園」が8割弱、「町外の保育園・幼稚園等」、「認可外保育施設」、「その他」が1割強となっています。



②保育園の満足度

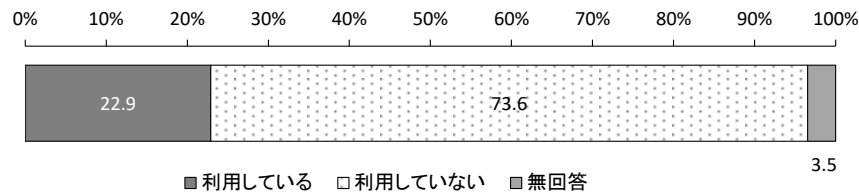
現在、豊富保育園を利用している保護者に満足度をうかがったところ、「食事、おやつ」、「悩みごとなどへの相談対応」、「子どもへの接し方」、「施設、環境」等で満足度が高く、「職員等の人員配置」、「保護者への情報伝達」、「利用者間のネットワークづくり」等で不満の割合が高くなっています。



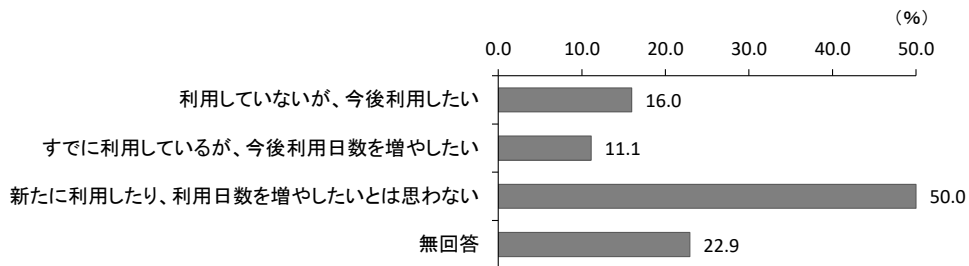
(4) 子育て支援事業の利用について

①子育て支援センターの利用状況・利用意向

子育て支援センターを利用している保護者は全体の2割強となっています。



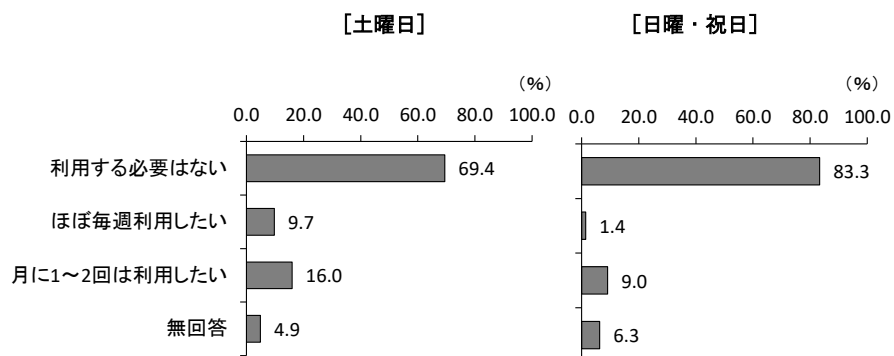
「今後利用したい」、もしくは「利用日数を増やしたい」とする保護者が3割弱、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」とする保護者が5割となっています。



②土曜・日曜・祝日の保育園の利用意向

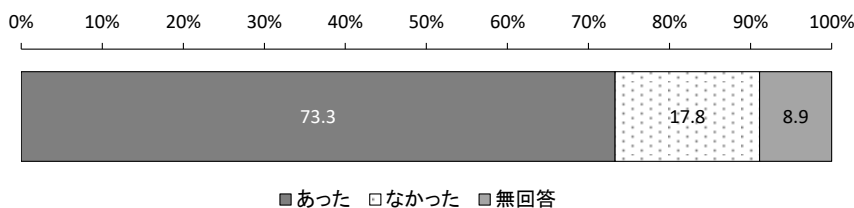
保育園の土曜日の利用について、「ほぼ毎週利用したい」が約1割、「月に1~2回は利用したい」が2割弱となっています。

日曜・祝日の利用意向は、「月に1~2回は利用したい」が約1割となっています。

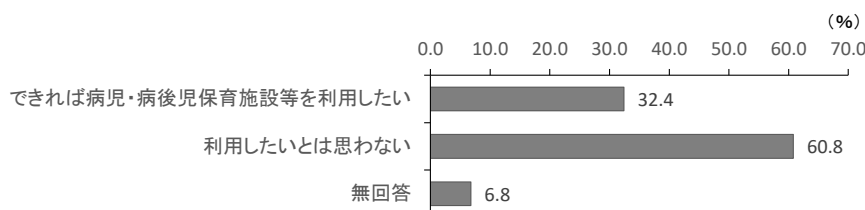


③病児・病後児保育について

子どもの病気やケガで保育園を利用できなかったことが「あった」保護者は7割強となっています。



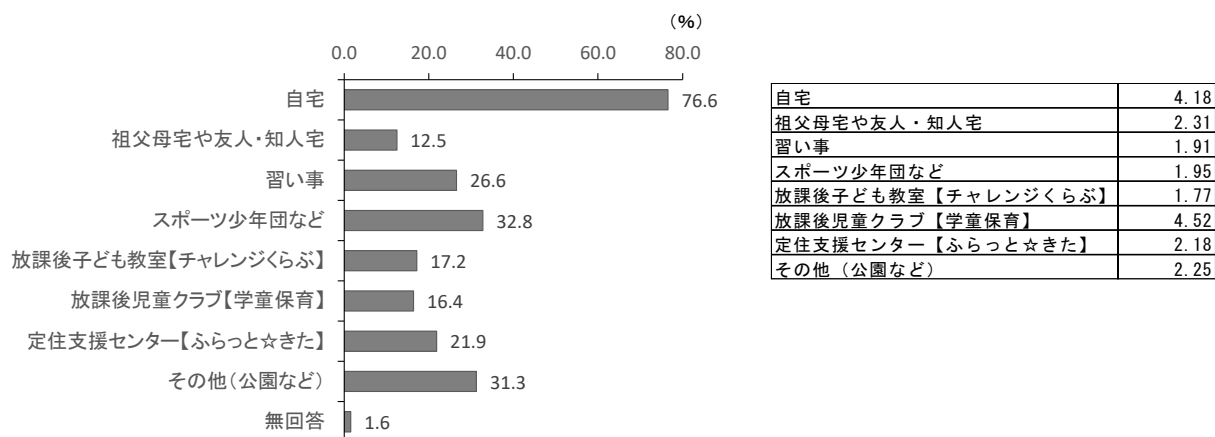
子どもの病気やケガで保育園を利用できなかった場合に、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」保護者が3割強となっています。



(5) 放課後、休日等の過ごし方

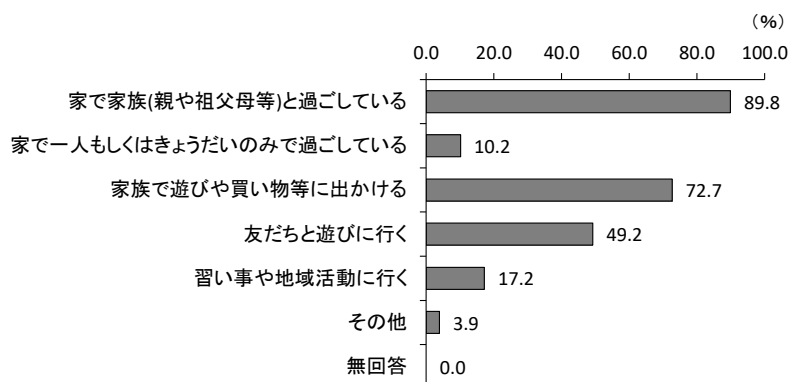
①放課後の居場所

小学生の放課後の過ごし方について、「自宅」が8割弱、「スポーツ少年団など」や「その他(公園など)」、「習い事」がそれぞれ3割前後、「定住支援センター【ふらっと☆きた】」、「放課後子ども教室【チャレンジくらぶ】」、「放課後児童クラブ【学童保育】」がそれぞれ2割前後となっています。



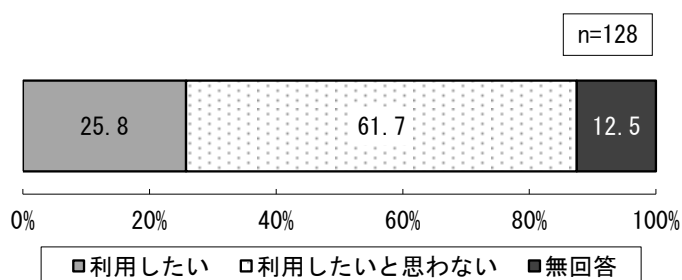
②休日の過ごし方

小学生の休日の過ごし方について、「家で家族と過ごしている」が約9割、「家族で遊びや買い物等に出かける」が約7割となっています。また、「家で一人もしくはきょうだいのみで過ごしている」が約1割となっています。



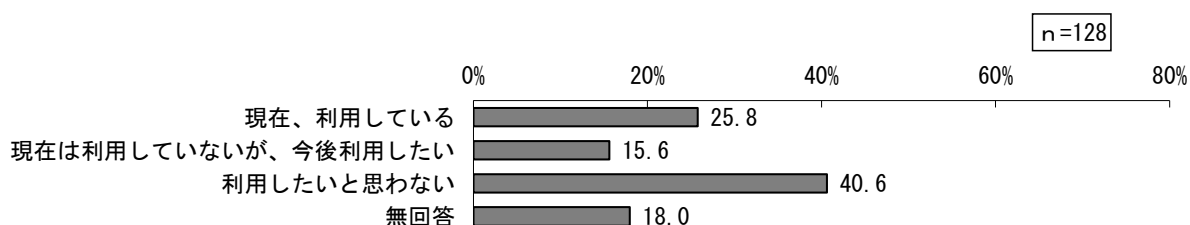
③放課後児童クラブの利用意向

今後、放課後児童クラブを「利用したい」が2割半ば、「利用したいと思わない」が6割強となっています。



④放課後子ども教室の利用意向

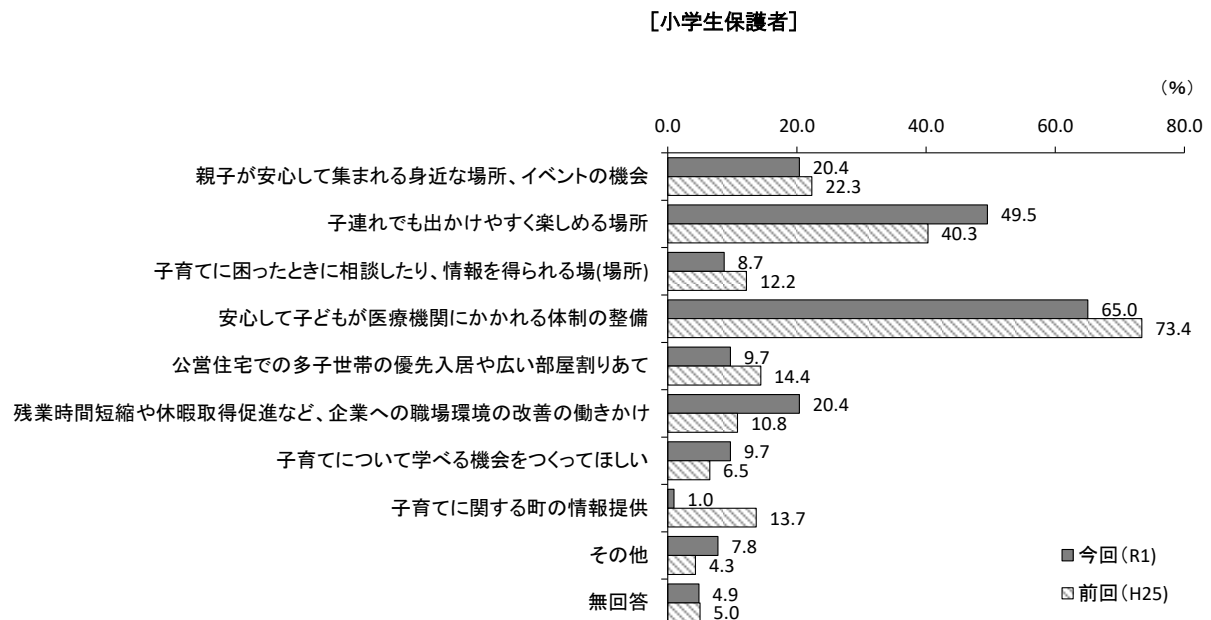
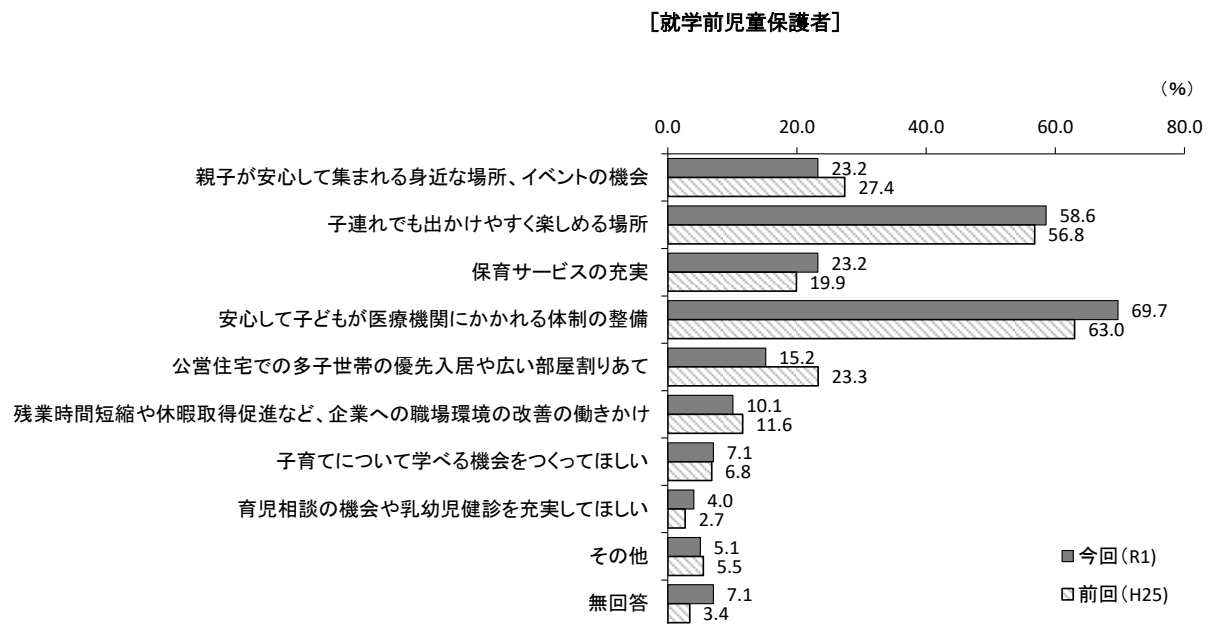
放課後子ども教室を「現在、利用している」が2割半ば、「現在は利用していないが、今後利用したい」が1割半ばとなっています。



(6) 子育て支援に期待すること

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」の割合が高くなっています。

前回調査の結果と比べると、就学前児童保護者では「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」の割合が、小学生保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」の割合が増加しています。



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

1 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定め、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するものです。

本町においては、地理的状況及び供給体制の整備状況等を踏まえ、町全域を1つの提供区域と定めることとします。

2 児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、平成28年から平成31年の各年4月1日の実績値を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法^(※)により推計しています。

計画期間における推計結果は、以下の通りです。

	実績				推計					伸び率 (H31-R6)
	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	20	20	22	21	21	21	20	20	20	-4.8%
1-2歳	56	53	43	45	45	44	44	43	42	-6.7%
1歳	36	19	21	22	21	21	21	20	20	-9.1%
2歳	20	34	22	23	24	23	23	23	22	-4.3%
3-5歳	91	90	92	81	82	75	78	78	77	-4.9%
3歳	30	23	35	22	25	26	25	25	25	13.6%
4歳	32	34	25	34	23	26	27	26	26	-23.5%
5歳	29	33	32	25	34	23	26	27	26	4.0%
6-8歳	91	99	102	100	93	98	91	94	91	-9.0%
6歳	34	34	33	33	27	37	26	30	32	-3.0%
7歳	34	34	35	33	34	28	38	28	32	-3.0%
8歳	23	31	34	34	32	33	27	36	27	-20.6%
9-11歳	101	80	87	91	98	100	100	94	99	8.8%
9歳	32	23	31	34	34	33	34	28	38	11.8%
10歳	26	32	23	30	33	33	32	33	27	-10.0%
11歳	43	25	33	27	31	34	34	33	34	25.9%
合計	359	342	346	338	339	338	333	329	329	-2.7%

(※) コーホート変化率法：同時期に生まれた集団の一定期間の人口増減から変化率を算出し、その率が将来も維持されるものと仮定して推計する方法です。0歳の子ども人口は、子ども女性比（20歳～44歳女性数と出生数の比率）を将来の20歳～44歳女性人口に乗じて算出しています。

例：1歳→2歳の変化率＝翌年の2歳人口/1歳人口

3 量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

① アンケート調査から算出

国が示す手引きに従い、保護者に対するアンケート調査の結果から、就労状況や希望等を踏まえた利用率を算出し、本計画期間の推計児童数を乗じて算出します。

メリット	就労意向など潜在的なニーズを反映できる。
デメリット	利用実態と乖離する（過大になる）可能性がある。

② 利用実績から算出

第1期計画期間における各事業の利用率（児童数に対する利用者数の割合）の伸び等を勘案して本計画期間における利用率を設定し、推計児童数を乗じて算出します。

メリット	利用実態に近い推計となる。
デメリット	潜在的なニーズを反映しにくい。利用実績がない事業がある。

(2) 各事業における量の見込みの算出方法

量の見込みの考え方におけるメリット、デメリット、それぞれの事業特性や利用実態等を踏まえ、各事業における量の見込みを以下の方法により算出しました。

教育・保育施設		
	1号認定、2号認定（3～5歳）	利用実績から算出
	3号認定（0歳、1・2歳）	アンケート調査から算出
地域子ども・子育て支援事業		
	利用者支援事業	利用実績から算出
	時間外保育事業（延長保育）	アンケート調査から算出
	放課後児童健全育成事業	利用実績から算出
	子育て短期支援事業	アンケート調査から算出
	乳児家庭全戸訪問事業	利用実績から算出
	養育支援訪問事業	利用実績から算出
	地域子育て支援拠点事業	利用実績から算出
	一時預かり事業	利用実績から算出
	病児・病後児保育事業	アンケート調査から算出
	妊婦健診事業	利用実績から算出

4 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

教育・保育施設（保育所等）について、これまでの利用実績や保護者の就労意向、児童数の推計等を勘案し、計画期間における量の見込み（必要利用定員総数）を算出するとともに、教育・保育施設による確保方策（定員数）を設定します。

量の見込みと確保方策は、認定区分ごとに設定することとなっています。

■認定区分

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）し、その上で施設型給付を行います。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

【現状と課題】

本町には、現在、公立保育所（豊富保育園）が1か所設置されています。定員120人に対し、平成31年4月1日現在で100人（0歳3人、1-2歳19人、3-5歳78人）が利用しています。0歳については、年度途中からの入園もあり、令和元年12月には6人となっています。

就労する母親の増加に伴い、0～2歳の利用者数が増加してきており、ニーズに対応した人員配置等による提供体制の確保が必要です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	88人	90人	95人	94人	100人
0歳	0人	0人	0人	1人	3人
1-2歳	12人	10人	19人	12人	19人
3-5歳	76人	80人	76人	81人	78人

※各年度4月1日現在

【今後の方向性】

3号認定（0～2歳）は利用ニーズの高まりに対応するため、保育士を確保しながら定員を拡充することで提供体制の確保を図ります。なお、0歳児については、年度末において6人まで受け入れることのできる体制とします。

また、1号認定及び教育機能ニーズへの対応を図るため、豊富保育園の認定こども園への移行を検討します。

■ 3号認定（0歳）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	6人	6人	5人	5人	5人
確保方策(b)	6人	6人	6人	6人	6人
過不足(b-a)	0人	0人	1人	1人	1人

■ 3号認定（1、2歳）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	27人	26人	26人	26人	25人
確保方策(b)	30人	30人	30人	30人	30人
過不足(b-a)	3人	4人	4人	4人	5人

■ 1号認定、2号認定（3～5歳）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	78人	71人	74人	74人	73人
1号認定	7人	6人	6人	6人	6人
2号認定	69人	65人	68人	68人	67人
確保方策(b)	80人	80人	80人	80人	80人
過不足(b-a)	2人	9人	6人	6人	7人



(2) 教育・保育施設の質の向上

[現状と課題]

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障していくためには、施設設備等の良質な環境の確保と保育士をはじめ、子どもの育ちを支援する者の資質及び専門性の向上が重要です。

アンケート調査の結果をみると、子どもへの接し方や食事・おやつ、施設・環境等の満足度が高くなっています。一方で職員等の配置（人員体制）や保護者への情報伝達に対して不満を感じている保護者の割合が他の項目と比べて高くなっています。

保育士不足は全国的な課題ではありますが、子どもの安全確保やきめ細かな対応、保育士の負担軽減のためにも、保育士を確保していくための取り組みに力を入れていく必要があります。

[今後の方向性]

引き続き、研修等を通じた保育士の資質及び専門性の向上と安全な保育環境の維持に努めるとともに、処遇改善や働きやすい環境づくり等に努めるなど、保育士確保に向けた取り組みを推進します。

(3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

[現状と課題]

現在、0歳児の年度途中の受け入れを行っているほか、育休を取得している保護者の継続利用も認めています。引き続き、保育ニーズの高まりに対応した受け入れ体制の確保を図っていく必要があります。

[今後の方向性]

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に保育園を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、年度途中での円滑な入園が可能な提供体制の確保に努めます。



(4) 認定こども園の整備に対する考え方

[現状と課題]

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。本町には現在、幼稚園がないため、3歳児以降で入園を希望する子どもはすべて豊富保育園にて受け入れ、保育所保育指針に基づいた幼児教育を進めています。

一方、アンケート結果からは幼稚園への入園希望も一定数みられるなど、幼児期の教育機能に対するニーズもうかがえます。

今後、保護者の多様な就労形態や教育・保育ニーズに対応するとともに、さらに進行する少子化への対応も見据えた施設運営の在り方を検討する必要があります。

[今後の方向性]

保護者の多様な就労形態や教育・保育ニーズに対応していくためにも、豊富保育園の認定こども園への移行を検討します。



5 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

[現状と課題]

本町では、子育て支援センターにおいて、子ども・子育て支援に関する様々な情報の提供や相談に応じています。

3号認定の増加に伴い、相談先としての利用意向は減少傾向にありますが、気軽に相談できる窓口としてのさらなる周知と機能強化を図っていく必要があります。

[今後の方向性]

引き続き、子育て支援センターにて実施します。特に転入者への情報提供に努め、子育ての孤立化を防ぐとともに、保健センターをはじめ、様々な関係機関と連携し、妊娠期・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11時間）を超えて保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

[現状と課題]

現在、豊富保育園では、7時30分から18時30分までの11時間開所しています。延長保育については、主に保育短時間認定者が利用していますが、フルタイム勤務の増加に伴い、利用者数は減少してきています。休日保育については実施を検討しつつも実施には至っていません。

アンケート調査の結果では、日曜・祝日の利用意向について、前回同様、月1～2回程度の利用を希望する保護者が1割程度おり、利用ニーズに対応した提供体制の確保が課題となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
実利用者数	15人	17人	11人	11人	8人

【今後の方向性】

延長保育については、今後も利用ニーズに対応した体制を確保します。

休日保育については、一定数の利用ニーズがみられるものの、保育士の確保等、実施に向けた課題も多く、引き続き検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	5人	5人	5人	5人	5人

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後における適切な遊びの場及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状と課題】

本町では、長年「学童保育親の会」が実施主体となって定住支援センターを活用して学童保育を実施しています。通常保育のほかに、一時利用あるいは長期休暇中のみの利用登録も受け付けています。利用者数の増加に伴い、実施主体について検討し、今後も安定的な運営を図っていく必要があります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
登録人数	45人	40人	45人	45人	45人

【今後の方向性】

引き続き、定住支援センターにおいて実施し、利用ニーズに応じた実施体制の確保を図るとともに、安定的な運営に向けた実施主体について検討します。

また、地域住民の協力を得ながら、文化・スポーツ・学習などの多様な活動機会を提供する「放課後子ども教室チャレンジくらぶ」との連携、一体的な実施を推進します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30人	32人	30人	30人	29人
低学年	22人	24人	21人	22人	20人
高学年	8人	8人	9人	8人	9人
確保方策	30人	32人	30人	30人	29人

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

[現状と課題]

現在、本町では実施しておらず、また、受け皿となる施設等もないことから、利用が必要な場合における実施体制を検討していく必要があります。

[今後の方向性]

本計画においては利用を見込みませんが、利用の必要性があった場合は、関係機関、近隣自治体等と連携しながら実施することとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(5) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う事業です。

[現状と課題]

里帰り出産の場合を除いた家庭に対して訪問指導するとともに、里帰りから帰町した家庭や継続支援が必要な家庭に対して、希望に応じて実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
訪問実人数	26人	24人	23人	20人	25人

[今後の方向性]

引き続き、生後3か月までの全家庭に訪問できる体制を確保します。また、保護者の様々な悩みや不安を把握し、きめ細かな支援につなげるとともに、子育てを通じて親として成長し、子育てしていく力をつけていくための支援を行っていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	21人	21人	20人	20人	20人
確保方策	21人	21人	20人	20人	20人

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。

[現状と課題]

本町では、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、様々な機会を通じて養育に支援が必要な家庭や児童の状況を把握し、必要に応じた支援を行っています。主にケース検討での開催となっており、平時から関係機関の情報共有を図っていく必要があります。

[今後の方向性]

引き続き、母子保健事業等を通じて養育に支援が必要な家庭の状況把握に努め、また、要保護児童対策地域協議会での対応を行うとともに、平時からの関係機関との情報共有の場を設け、必要に応じて多職種が連携し、訪問支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

[現状と課題]

子育て支援センターにおいて、保育園機能を活用しながら、育児不安等の相談や子育てサークルの育成、子育てサロン、親子遊び広場等の子育て支援を行っています。保育所利用者数の増加に伴い、参加者が減少してきています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
延べ利用回数	2,904 人回	2,020 人回	1,766 人回	1,917 人回	1,821 人回

[今後の方向性]

事業内容等を周知しながら、気軽に参加できる環境づくりと支援活動の充実に努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,780 人回	1,753 人回	1,726 人回	1,699 人回	1,672 人回
確保方策	1,780 人回	1,753 人回	1,726 人回	1,699 人回	1,672 人回

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育園に預けることができる事業です。

[現状と課題]

保育所利用者の増加に伴い、利用者数は減少していますが、ニーズに応じた提供体制を確保しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
延べ利用日数(人日)	861 人日	1,172 人日	797 人日	354 人日	360 人日

[今後の方向性]

引き続き、利用ニーズに応じた受け入れ体制を確保します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	360 人日	355 人日	349 人日	344 人日	338 人日
確保方策	360 人日	355 人日	349 人日	344 人日	338 人日

(9) 病児・病後児保育事業

病気にかかっていたり、回復しつつある子どもを医療機関や保育施設に付設の専用スペースで看護師等が一時的に預かる事業です。

[現状と課題]

本町では現在、実施していませんが、保護者からは事業実施を望む声が聞かれており、仕事と子育ての両立を支援するためにも、実施に向けて検討しており、専用スペースの確保や体制を整備する必要があります。

[今後の方向性]

実施に向けて、検討を進めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	117 人日	111 人日	113 人日	112 人日	110 人日
確保方策	実施に向けて、検討を進めます。				

(10) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

[現状と課題]

妊娠届のあった全員に対して妊婦健診受診票を交付しています。妊婦一般健診受診票 14 回分、超音波検査受診票 11 回分に加え、平成 30 年度より産後健診を開始し、産後 2 週間及び 1 か月健診分も発行し公費負担しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
妊娠届出数	21 人	24 人	25 人	19 人	20 人
妊婦一般健診延べ受診件数	273 件	305 件	290 件	261 件	280 件

[今後の方向性]

引き続き、妊産婦が安心して受診し、専門医からの適切な指導を受けることで、妊産婦の健康の保持増進を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	294 件	294 件	294 件	280 件	280 件
確保方策	294 件	294 件	294 件	280 件	280 件

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けをして欲しい人、子育てのお手伝いをしたい人、両方を兼ねる人に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[現状と課題]

本町では現在、実施しておらず、活動が必要な場合における実施体制を検討していく必要があります。

[今後の方向性]

利用ニーズの把握に努め、必要性に応じ町民や関係機関等と連携しながら実施について検討します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保方策	必要性に応じて実施について検討します。				

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待の社会問題化を受け、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化や子どもへのしつけを名目とする体罰の禁止が規定されました。しかしながら、児童虐待は、決してやりたくてしているものではなく、虐待の発生防止に向けて、様々な困難等を抱えている家庭に寄り添った支援が必要です。

アンケート調査では、子育ての悩みや不安として「しつけがうまくいかない」と回答した保護者が就学前児童で1割半ば、小学生で約1割となっているほか、就学前児童保護者の2割以上が「育児で疲れる」と回答し、前回調査より増加しています。

本町では、乳児家庭全戸訪問事業や虐待予防アセスメント事業等を通じて、育児上支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、保健師等による家庭訪問を実施し、育児養育状況の改善や育児不安の軽減を図っています。また、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という。）では、保健、福祉、医療、教育等の各分野における関係機関が集まり、虐待予防と早期発見、早期対応に向けた情報共有や個別ケースの検討を行っています。

引き続き、虐待の発生予防に向けた取り組みを推進するとともに、しつけと体罰の違いの周知徹底や虐待の早期発見と適切かつ迅速な対応に向けて、関係機関と連携しながら体制の強化を図っていく必要があります。

【施策の展開】

（1）虐待の発生予防の推進

- 子育てサークルや地域活動への参加を進めるなど、子育て親子同士や地域住民との交流を促進し、子育て家庭の負担軽減や孤立防止を図ります。
- 育児不安を抱え、何らかの支援を必要としている家庭について、妊娠届出時から乳幼児健診、各種訪問事業等、様々な機会やアンケート調査等を通じて把握し、必要に応じて保護者への助言・指導を行います。

（2）関係機関の連携強化

- 保健、福祉、医療、教育等の各分野における関係機関の連携を強化し、平時より情報共有の場を設けるとともに、個別ケースの検討など虐待の防止及び早期発見・早期対応を図ります。
- 民生委員・主任児童委員やボランティア団体等との連携及び情報共有を図り、虐待防止及び早期発見・早期対応につなげます。
- 児童養護施設等の社会的養護施設との連携を深め、虐待防止に向けた連携した取り組みを推進します。

(3) 児童虐待についての知識や理解を深めるための取り組みの推進

- 要対協等において、児童虐待に関する研修等を実施します。また、関係機関職員を対象とした研修の開催及び外部研修等への参加促進を図ります。
- 子育てサークル活動等において、関係機関と連携した各種講座等の開催を行い、保護者の児童虐待に対する理解促進を図るとともに、正しい知識や的確な対応方法の習得促進を図ります。
- 子どもを対象に、自身が持つ権利について知り、虐待・誘拐・いじめ等から身を守る意識を養い、SOSを発信できるようにすることを目的とした講座等を実施します。

(4) 地域における見守り体制の充実

- 広報・啓発活動等を通じて、近隣の子育て家庭に対する声かけを促すなど、地域全体で見守る体制づくりを図ります。
- 児童虐待防止法の趣旨及び通報義務の周知を図り、虐待が疑われる場面等を見聞きした場合の連絡・通報を促進するとともに、児童相談所等の関係機関との連携及び要対協を開催し、情報収集や共有を図り、早期発見・早期対応につなげます。

✿ 児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡下さい ✿

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。



出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、

児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。



2 発達支援・障がい児施策の充実

【現状と課題】

子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、障がいのある子どもや発達が気になる子どもなど特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた一貫した支援が必要です。

児童福祉法の改正により、障がいのある子どもに対する福祉サービスの提供体制を計画的に整備するための「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。また、障害者差別解消法では、子ども一人ひとりの障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた合理的な配慮が求められています。

アンケート調査の結果をみると、就学前児童保護者の約2割、小学生保護者の2割半ばの人が「子どもの知的・精神的な発育」について悩んでいると回答しています。

本町では、平成30年度を初年度とする「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい児福祉サービスの充実に努めつつ、一人ひとりの障がい等に応じた適切な支援につなげるための取り組みを進めています。また、遊びを通して子どもたちの言葉の発達や精神発達及び運動発達を促すとともに、月齢にあった発達段階を理解してもらうことで、望ましい関わりが継続されることを目的とした教室を開催しています。

引き続き、関係機関の連携と情報共有を推進しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がなされる一貫した相談支援体制の充実に努めるとともに、保育園や小中学校をはじめ、各施設及び関係機関のさらなる専門性の向上と体制の強化に取り組んでいく必要があります。

【施策の展開】

（1）相談・指導體制の充実

○乳幼児期から学校卒業後にわたる一貫した効果的な相談支援を進めるため、保健、福祉、医療、教育、就労分野における各関係機関による連携強化と情報共有のしくみづくりを推進します。

○保育園及び学校をはじめ、医療機関や相談支援事業所等との連携を深めながら、障がいの状況や特徴にあった適切な就学指導及び相談支援の充実に努めます。

（2）障がいのある子どもの保育の充実

○豊富保育園における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実に努めます。

○保育士等の障がいに対する正しい知識の習得と理解を深めるための取り組みを促進し、資質向上を図ります。

○障がいのある子どもが通う保育所等において専門機関より助言・指導を受けることにより、障がいのある子ども及び保育士等に対しての専門的な支援に努めます。

(3) 放課後等の居場所の確保・充実

○障がいのある子どもが放課後等に安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めます。

(4) 発達障がいの早期支援

○健診等において疾病がみられたり、発育・発達支援が必要と思われる場合は、関係機関と連携を図りながら、家族への助言・指導や適切な療育の情報提供等の支援を行い、早期の適切な対応につなげます。

○保護者の障がいに対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。

(5) 療育体制の強化

○広域による「稚内市早期療育通園センター」を活用し、包括的な発達支援体制の整備が図られるよう支援します。

○個々のケースに応じた療育方法やカウンセリングなどの情報提供を行うとともに、障がいのある子どもの家族等が集い、互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図ります。

(6) 特別支援教育の充実

○発達障がいを含め、障がいのある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

○障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶことのできる環境整備の充実や合理的配慮の提供を図ります。

(7) 家族支援の充実

○子育てに関する相談支援や情報提供等を総合的に行うとともに、家族が子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消し、楽しく子育てができるよう家族支援の充実を図ります。



3 ひとり親家庭の自立の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭は、子育てと家計の担い手としての役割を一人で担っており、心身ともに大きな負担を抱えている場合が多く、また、就労環境においても、非正規雇用の割合が高いなど不安定な立場に置かれています。

ひとり親家庭の経済的自立に向けた就労支援を推進するとともに、子育てにかかる負担軽減を図るための相談体制の充実や生活支援に取り組んでいくことが必要です。

【施策の展開】

(1) 就労支援等による自立支援

○関係機関による就労支援の周知や利用促進など連携した取り組みを推進します。

○ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育所や放課後児童クラブの利用に際して、養育相談やサポート体制を充実させ、きめ細やかな支援が行われるよう配慮します。

○児童扶養手当の支給及び貸付金や各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

○ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図るとともに、各種相談機関・窓口の周知を図ります。



4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

【現状と課題】

母親の就労意欲が高まり、また、人口減少への対応として女性労働力が期待されている一方で、就労する母親は家事・育児との両立に悩み、父親の育児休業の取得が進まないなど、職場における子育て家庭への理解が十分にされているとはいいがたい状況です。

アンケート調査の結果をみると、町の子育て支援で特に期待することについて、小学生保護者で「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に職場環境の改善を働きかけてほしい」の割合が前回調査と比べて増加しています。

本町は基幹産業である酪農に従事する家庭が多く、家族従業として働く女性の割合が高くなっており、関係団体等と連携し、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進するとともに、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図っていく必要があります。

また、アンケート調査の結果をみると、女性の就業率や男女共同参画意識の高まり等を背景に、家庭での家事分担について「父親・母親がお互いに協力し、分担しておこなっている」の割合が増加しているものの、依然として「主に母親が行っている」家庭の割合が5割を超えています。

子育てに対する考え方や意識、価値観は多様であり、尊重されるべきものですが、仕事と子育ての両立を支援する視点から、子育てにおける男女共同参画に対する意識の醸成を図りつつ、より多くの男性が家事・育児に積極的に参加するきっかけづくりに取り組んでいく必要があります。

【施策の展開】

（1）企業・事業所等に対する情報提供・啓発

- 子育て家庭の保護者等を雇用する事業主や関係団体等に対し、育児休業制度や短時間勤務制度など、仕事と生活の調和の実現に向けた各種法令・制度の周知を図ります。
- 関係団体等と連携・協力し、従業員や酪農従事者等のワークライフバランスの実現に向けた先進的な事例について情報収集や広報啓発を図るなどの取り組みを推進します。

（2）家庭等における男女共同参画の推進

- 家庭等において共に協力し合い、子育てに向き合うことができるよう、男女を問わず仕事と子育ての両立が可能な働き方の見直しに向けた意識啓発を図ります。
- 男性の家事・育児の実践に向けた各種教室や体験機会の充実等の取り組みを推進します。

第6章 次世代育成支援地域行動計画について

1 計画の目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、本町においてこれまで取り組んできた「豊富町次世代育成支援地域行動計画」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に関わる総合的な施策に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

2 基本目標

「豊富町次世代育成支援地域行動計画」は、子どもが健やかに元気に成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所などが、子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が必要なのかを考え、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援社会を構築していけるように策定する子育て計画です。そして、その子どもたちを育てる、父親、母親や、これから子どもを生み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感することができ、また子育ての意義について理解を深めることができるように地域全体で引き続き支援していきます。

3 計画の対象

豊富町次世代育成支援地域行動計画における「子ども」の対象は下表の通りです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く放課後		一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								



4 事業の取り組み状況

これまでの次世代育成支援地域行動計画にかかる事業の取り組み状況は以下の通りです。

【実施状況・評価】

S：計画以上に取り組み、成果があった

A：概ね計画どおりに取り組み、成果があった

B：概ね計画どおりに取り組んだが、成果が少なかった

C：計画どおりに取り組むことができなかった

支援目標				
基本方針		事業名称	担当課	評価
1. 家庭の子育てへの支援目標				
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	1	放課後児童健全育成事業	教育委員会	A
	2	放課後子ども教室推進事業	教育委員会	A
	3	地域子育て支援拠点事業	保育園	A
	4	子育て情報の提供	保育園	A
	5	利用者支援	保育園	A
(2) 子育て支援のネットワーク作り	6	民生委員・児童委員活動	町民課	A
(3) 世代間交流の推進	7	保育園地域活動事業	保育園	A
(4) 子どもや母親の健康の確保	8	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査公費負担事業（妊婦健診）	保健推進課	A
	9	妊婦精密検査公費負担事業	保健推進課	B
	10	妊婦健康診査受診交通費助成事業	保健推進課	A
	11	妊婦健康相談及び妊婦電話相談	保健推進課	A
	12	パパ&ママ教室	保健推進課	A
	13	妊産婦・新生児・乳児訪問	保健推進課	A
	14	乳児健康診査	保健推進課	A
	15	乳児健康相談	保健推進課	A
	16	ブックスタート事業	教育委員会 保健推進課 保育園	A
	17	「のびのび育児」	保健推進課 保育園	A
	18	幼児(1歳6か月・3歳児)健診	保健推進課	A
	19	2歳児健康相談	保健推進課	A
	20	幼児訪問	保健推進課	A

	21	歯科保健対策	保健推進課 保育園 教育委員会	A
	22	遊びの教室「コアラの会」「ぐんぐん」	保健推進課 保育園 町民課	A
	23	虐待予防アセスメント事業	保健推進課 町民課 保育園	A
	24	こころの健康の推進事業	保健推進課 町民課	A
(5) 思春期保健対策の充実	25	性教育の実施	教育委員会	B
	26	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	保健推進課 教育委員会	B
(6) 小児医療の充実	27	予防対策事業	保健推進課 教育委員会 国保診療所	A
	28	乳幼児等医療費助成事業	保健推進課	A
(7) 児童虐待防止対策の充実	29	児童虐待早期発見事業	保健推進課 町民課 保育園	A
	30	児童相談に関する体制強化	町民課 他	A
(8) ひとり親家庭等の自立支援の推進	31	ひとり親家庭等の相談	町民課	A
(9) 障がい児施設の充実	32	遊びの教室「コアラの会」「ぐんぐん」(再掲)	保健推進課 保育園 町民課	A
	33	早期療育通園センター(稚内市)事業	保健推進課 町民課	A

2. 仕事をしながら子育てをしている人への支援目標

(1) 保育サービスの充実	34	保育園環境整備事業	保育園	A
	35	休日保育事業	保育園	C
	36	延長保育事業	保育園	B
	37	障がいのある子どもの保育事業	保育園	A
	38	一時預かり事業	保育園	A
	39	病児・病後児保育事業	保育園	C
(2) 多様な働き方の実現及び・男性を含めた働き方の見直し等	-			
(3) 仕事と子育ての両立の推進	40	放課後児童健全育成事業(再掲)	教育委員会	A
	41	保育園環境整備事業(再掲)	保育園	A
	42	休日保育事業(再掲)	保育園	C
	43	延長保育事業(再掲)	保育園	B

3. 親と子が共に学び育つ環境づくりのための支援目標

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	44	総合的な学習	教育委員会	A
	45	スクールカウンセラー等の相談体制の充実	教育委員会	B
	46	生徒指導の充実	教育委員会	A
	47	特別支援教育の充実	教育委員会	A
	48	地域学校協働本部事業	教育委員会	A
	49	食育教育の推進	教育委員会	A
	50	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨	教育委員会	B
	51	学校改築及び教職員住宅の計画的な整備の実施	教育委員会	A
(2) 家庭や地域の教育力の向上	52	地域子育て支援拠点事業（再掲）	保育園	A
	53	子育て情報の提供（再掲）	保育園	A
	54	家庭教育支援チーム	教育委員会	B
	55	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨（再掲）	教育委員会	B
(3) 次世代の親の育成	56	保育園地域活動事業（再掲）	保育園	A

4. すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの目標

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	57	交通安全教室	町民課	A
	58	こぐまクラブ活動	保育園	A
	59	チャイルドシートの貸出事業	保育園	A
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	60	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(スクールガード)	教育委員会	A
	61	街路灯の新設・敷設替の支援・管理	町民課 建設課	A
	62	防犯ステーション	町民課	A
	63	防犯啓発活動	町民課 教育委員会	B A
(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	64	有害環境対策	教育委員会	A
	65	インターネット等における有害サイト犯罪被害の防止及び啓発	教育委員会	A
(4) 安全な道路交通環境の整備	66	安全な道路交通環境整備	町民課 建設課	B
(5) 安心して外出できる環境の整備	67	環境整備	町民課 建設課	B

5. 地域全体で地域の特色を生かしながら次世代を育てるための目標

(1) 子どもと大人が地域で共に学ぶ活動の推進	68	地域で共に学ぶ活動	町民課 保健推進課 教育委員会 保育園	A
(2) 高齢者の知恵や力を子育て・子育てに生かす活動の推進	69	保育園地域活動事業（再掲）	保育園	A
(3) 地域の特性を生かした児童の健全育成	70	地域活動の育成	教育委員会	A
(4) 子どもと大人の地域交流場としての屋外児童公園等の環境整備	71	児童公園管理運営事業	町民課 建設課	C



第7章 事業の具体的な取り組み

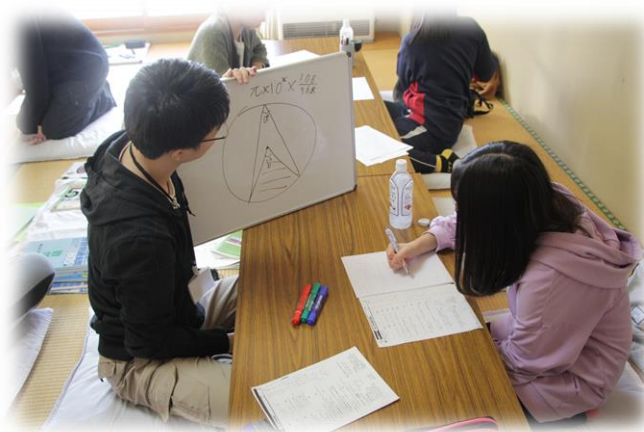
1 家庭の子育てへの支援目標

【施策展開の基本方針】

両親家庭やひとり親家庭、障がいのある子どもを養育している人など、家庭や施設等で子育てをするすべての人そしてその子どもたちに対して、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
1	放課後児童健全育成事業	教育委員会	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を、登録制により行います。 親の会が実施主体となり公共施設を利用して運営していますが、今後、運営主体の見直しを検討します。	見直し
2	放課後子ども教室推進事業	教育委員会	放課後等に小学校の空き教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツや文化活動などの様々な体験活動に取り組むなど、放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。	継続
3	地域子育て支援拠点事業 利用者支援事業	保育園	保育園に併設された地域子育て支援センターにおいて、保育園の機能を活用し、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談業務、子育てサークルの育成、子育てサロン、親子あそびの広場など、必要に応じた様々な支援活動を実施します。	継続
4	子育て情報の提供	保育園	子育て支援センターの活動の様子や、子育てに関する情報を町内回覧にて提供します。	継続
5	利用者支援	保育園	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行います。	継続



(2) 子育て支援のネットワーク作り

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
6	民生委員・児童委員活動	町民課	<p>地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行います。</p> <p>また、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。</p> <p>併せて委員活動の充実や資質を高めるための研修を実施します。</p>	継続
新	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町民課 他	<p>子育ての手助けをして欲しい人、子育てのお手伝いをしたい人、両方を兼ねる人が会員登録し、子育てのサポートを提供する相互活動を行います。</p> <p>町民や関係機関等と連携しながら、ニーズの把握に努め、活動が必要な場合における実施体制を検討します。</p>	新規

(3) 世代間交流の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
7	保育園地域活動事業	保育園	<p>保育園が地域の活動の拠点として、保育園と地域の人々との交流及び老人福祉施設を訪問するなど、保育園と地域の人々との世代間交流を促進します。</p>	継続

(4) 子どもや母親の健康の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
8	母子健康手帳交付及び妊産婦健康診査公費負担事業（妊婦健診）	保健推進課	<p>妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊産婦が専門医から適切な指導を受けることで健康の保持、増進が図れるよう、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票を併せて交付します。</p>	継続
9	妊婦精密検査公費負担事業	保健推進課	<p>妊婦一般健康診査の結果、妊娠高血圧症候群又は出産に直接支障を及ぼす疾患の疑いのある妊婦に対し受診票（1回分）を交付しています。</p> <p>妊婦が精密検査を受けられ、専門医から適切な指導を受けることで妊婦の健康の保持、増進が図れるようにしています。</p>	継続
10	妊産婦健康診査受診交通費助成事業	保健推進課	<p>経済的な負担を解消し、妊婦が安心して健診や出産を迎えられるよう、妊婦健診、出産時、産後健診の際にかかる交通費に対し、申請に基づき助成します。</p>	継続
11	妊婦健康相談及び妊婦電話相談	保健推進課	<p>妊婦が順調に妊娠期を経過できるように、妊娠から出産までに持つ不安や疑問などの解決を図り、精神的な不安等が取り除けるよう、妊婦健康相談、妊婦電話相談を行うとともに、健康相談の結果、訪問による支援が必要な方や希望者には家庭訪問を実施します。</p>	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
12	パパ&ママ教室	保健推進課	母体の変化に伴う不安等の解消や、必要な情報、知識、技術を知ることによって妊婦が抱えている不安や悩み、疑問を解決できる場として、保健師、助産師による健康相談や講話、沐浴実習、管理栄養士による講話や試食しながらのフリータイム等を実施します。	継続
13	妊産婦・新生児・乳児訪問 (乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業)	保健推進課	妊婦を対象に、訪問指導が必要と判断されたり、希望があったりする時に保健師、助産師及び管理栄養士が行います。 また、里帰り出産を除き、生後28日以内に全出生児及び産婦に対し訪問指導を実施します。 さらに、里帰りから帰町した乳児や継続支援が必要な場合、保護者からの希望により実施します。 母親の産後の心身状況の確認、悩みの相談等を受けることで、新たな生活環境の中でも適切な育児行動がとれるように支援するとともに、子どもが順調に発達していることを保護者と確認することにより、保護者が安心して育児が継続できるよう支援します。	継続
14	乳児健康診査	保健推進課	4か月児及び6か月児を対象に健診を実施し、身体計測、問診、保健指導、診察の中で保護者が子どもの成長発達を確認や理解することができ、子どもにとって望ましい関わりが継続されるよう支援します。 また、月齢にあった食事が摂れるよう、栄養指導を行います。	継続
15	乳児健康相談	保健推進課	9か月児12か月児を対象に健康相談を実施し、身体計測、問診、保健指導の中で保護者が子どもの成長発達を確認や理解することができ、子どもにとって望ましい関わりが継続されるよう支援します。 また、月齢にあった食事が摂れるよう、栄養指導を行います。 9か月児にはブックスタートも併せて実施します。	継続
16	ブックスタート事業	教育委員会 保健推進課 保育園	肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わす、かけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援するブックスタート事業について、9か月児乳児相談を活用し子育て支援センター保育士の協力を得てブックスタートの目的を伝え、絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントします。	継続
17	のびのび育児	保健推進課 保育園	12か月までの子どもとその保護者対象に、母親の育児に対する疑問や不安解消の場にする、絵本や童歌を通し母子の関わり方を知る機会とすること、母親同士の友達づくりの場とすること、子どもが健やかに成長・発達する環境がつけられること、親子が共に交流できる場とすることを目的に、保健師・助産師・管理栄養士等による講話や個別相談、保育士による手遊び等を実施します。	継続
18	幼児(1歳6か月・3歳児)健診	保健推進課	健診の中で保護者が子どもの成長発達を確認や理解してもらうことで子どもにとって望ましい関わりが継続されるよう、食事アンケートを活用し、月齢にあった食事が摂れるよう支援します。 また、必要な場合、専門機関に受診できるよう支援します。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
19	2歳児健康相談	保健推進課	1歳6か月健診後の状況変化を保護者が把握し、子どもの適切な成長・発達のため望ましい関わり方について理解できるよう、保健師・助産師・管理栄養士により、身体計測、問診、栄養指導、歯科アンケート等を行います。	継続
20	幼児訪問	保健推進課	幼児健診等で訪問による支援が必要と判断された場合に自宅等を訪問し、子どもが順調に発達していることを保護者と確認することにより、保護者が安心して育児が継続できるよう支援します。	継続
21	歯科保健対策	保健推進課 保育園 教育委員会	1歳～保育園年少児に相当する子どもまでを対象に歯科検診・フッ素塗布を実施し、保護者の虫歯予防に対する知識や理解を深めるとともに、個々の虫歯罹患状況にあった指導を行うことで、虫歯の重症化防止を図ります。 また、広報紙等を活用した啓発を行います。	継続
22	遊びの教室 「コアラの会」 「ぐんぐん」	保健推進課 保育園 町民課	幼児健診等において、子どもの発達を促す関わりが必要と思われる子どもを対象に教室を開催し、母親と子ども、母親・子ども同士のふれあいや遊びを通して、子どもたちの言葉の発達や精神発達及び運動発達を促すとともに、月齢にあった発達段階を理解してもらうことで、望ましい関わりが継続されることを支援します。	継続
23	虐待予防アセスメント事業	保健推進課 町民課 保育園	「育児困難な状況」及び「虐待の可能性」など援助が必要な家庭の早期発見及び適切な援助体制の構築を図るため、4か月児健診時において、子育てアンケートを活用しながら、健診会場で相談・支援できることについては場面指導するとともに、健診会場では難しい場合には訪問等で対応します。 また、定期的なスクリーニングの結果に基づき、支援内容の検討を行い、母親の育児不安等抱える問題の解消、子どもが健やかに発育、発達できるよう支援します。	継続
24	こころの健康の推進	保健推進課 町民課	各相談場面でこころの健康に対する相談・アセスメントを実施し、住民のこころの健康の保持増進を図ることができるよう支援していきます。	継続

(5) 思春期保健対策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
25	性教育の実施	教育委員会	学校教育において児童・生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な知識を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めます。保健師や医療機関と連携した教員研修を行い、児童・生徒への指導の充実に努めます。	継続
新	赤ちゃん抱っこ体験の実施	教育委員会 保健推進課 保育園	生命の大切さ尊さを実感し豊かな心を育むとともに、将来的な親力の向上につなげることを目的として、高校生を対象に赤ちゃん抱っこ体験を実施します。	継続(新規)
26	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教育委員会	学校教育において児童・生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、薬物乱用教室等(喫煙・飲酒含む)を警察や関係機関と連携し開催することで、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成に努めます。	継続

(6) 小児医療の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
27	予防対策事業	保健推進課 教育委員会 国保診療所	感染症の発生及び蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種と保護者の希望で実施する任意の予防接種を行います。 また、小中学校において、学校医による健康診断を行い、病気の予防を図るとともに、保健指導を実施します。	継続
28	乳幼児等医療費助成事業	保健推進課	乳幼児等の医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ります。	継続

(7) 児童虐待防止対策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
29	児童虐待早期発見事業	保健推進課 町民課 保育園	妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で生活・子育て環境を把握し、子育て支援の必要な親の早期発見、早期支援を行います。	継続
30	児童相談に関する体制強化	町民課 他	児童相談体制の充実を図るとともに、関係機関と要保護児童対策地域協議会を確立し、虐待の未然防止・早期発見・アフターケアに至る総合的な支援を進めます。 児童虐待の未然防止・早期発見に努め、必要に応じ要保護児童対策協議会を開催し、支援体制等の整備を行うとともに、関係機関への連絡体制等の強化を図ります。	継続
新	養育支援訪問事業	町民課 他	要保護児童対策地域協議会を開催し、養育支援が特に必要な家庭や児童を把握し、情報共有と必要に応じた支援（訪問）を行います。	新規
新	子ども家庭総合支援拠点の整備		子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備について検討します。	新規

(8) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
31	ひとり親家庭等の相談	町民課	子育てをする上で経済的・社会的に不安な状態にあり、家庭生活にも多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、関係機関と連携し、相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めるとともに、経済的支援の充実に努めます。	継続

(9) 発達支援の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
32	遊びの教室 「コアラの会」 「ぐんぐん」 (再掲)	保健推進課 保育園 町民課	1 家庭の子育てへの支援目標 (4) 子どもや母親の健康の確保 22 遊びの教室「コアラの会」「ぐんぐん」に掲載	継続
33	早期療育通園センター(稚内市)事業	保健推進課 町民課	運動面、精神面、あるいは感覚面の発達において、より専門的な支援が必要と思われる子どもに対し、日常生活における基本的行動様式の確立、集団生活参加の訓練と、家族への必要な指導、助言を行い、豊かな発達と福祉の増進を図るため支援を行います。	継続

2 仕事をしながら子育てをしている人への支援目標

【施策展開の基本方針】

仕事をしながら子育てをしている人のために、様々な幼児保育サービス・学童サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるための働き方の見直しなど、子育てをしながら働きやすい環境づくりを積極的に推進していきます。

(1) 保育サービスの充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
34	保育園環境整備事業	保育園	保護者の労働又は疾病などの理由により、保育に欠ける児童の保育を行います。 保育士等の資質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修会等の実施を進めます。	継続
35	休日保育事業	保育園	ニーズ調査では、休日利用の希望者がいることから、今後の利用状況を踏まえて実施について検討します。	継続
36	延長保育事業	保育園	ニーズ調査では、閉所時間の延長希望者がいることから、延長保育事業を保護者の就労形態に対応するよう実施します。	継続
37	障がいのある子ども保育事業	保育園	保護者の労働又は疾病などの理由により、保育に欠ける障がいのある子どもの保育を行い、安心して保育ができる環境づくりを進めます。	継続
38	一時預かり事業	保育園	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、事業を実施します。	継続
39	病児・病後児保育事業	保育園 教育委員会 国保診療所 消防	病気の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、一時的に預かり児童の保育を行えるように、関係機関と連携を取り実施に向けて検討します。	継続

(2) 多様な働き方の実現及び・男性を含めた働き方の見直し等

【施策の方向】

男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。

国、道、関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発・啓蒙、情報の提供に努めていきます。

(3) 仕事と子育ての両立の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
40	放課後児童健全育成事業（再掲）	教育委員会	1 家庭の子育てへの支援目標 (1) 地域における子育て支援サービスの充実 1 放課後児童健全育成事業に掲載	見直し
41	保育園環境整備事業（再掲）	保育園	2 仕事をしながら子育てをしている人の支援目標 (1) 保育サービスの充実 34 保育園環境整備事業に掲載	継続
42	休日保育事業（再掲）	保育園	2 仕事をしながら子育てをしている人の支援目標 (1) 保育サービスの充実 35 休日保育事業に掲載	継続
43	延長保育事業（再掲）	保育園	2 仕事をしながら子育てをしている人の支援目標 (1) 保育サービスの充実 36 延長保育事業に掲載	継続

3 親と子が共に学び育つ環境づくりのための支援目標

【施策展開の基本方針】

子どもが、次代を担う調和のとれた人間として、豊かな心と体を育み、子どもを生み育てる意義を理解した次代の親となるように、そして親自身も生涯にわたって自己を向上させることができるようにするため、地域の教育環境づくりを図っていきます。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
44	総合的な学習	教育委員会	各学校で創意工夫をこらした探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育成する学習等を重点に置き、児童生徒の生きる力を育むよう教育の充実を図ります。具体的には、学習支援地域本部の外部講師の派遣により、地域の人材など教育的資源を活用し各学校で工夫しながら特色ある様々な学習を展開していきます。	継続
45	相談体制の充実	教育委員会	北海道のスクールカウンセラー派遣事業を活用するなど、いじめ・不登校等への対応、児童生徒の問題行動等の防止に向けて相談体制の充実を図ります。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
46	生徒指導の充実	教育委員会	各学校において、生徒指導の方針・目標及び重点を明確にした全体計画、指導計画を作成し実践力を高める指導に努めます。	継続
47	特別支援教育の充実	教育委員会	児童生徒の発達障がい等の対応として「特別支援教育支援員」の各学校への配置、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する「特別支援教育パートナーティーチャー」の派遣事業の活用により教育支援の充実を図ります。 特別支援教育連携協議会や教育支援委員会、特別支援教育コーディネーターとの連携により、組織的な教育支援の活動を展開していきます。	継続
48	地域学校協働本部事業	教育委員会	未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の協力の向上に取り組みます。 また、コミュニティスクールを設置し、本事業と併せて学校と地域、家庭の連携強化を図ります。	継続
49	食育教育の推進	教育委員会	早寝早起き朝ごはんの取り組みと中学校の栄養教諭を中心に、望ましい食生活となるための授業の実施とバイキング給食やマナー給食を活用した指導を実施します。	継続
50	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨	教育委員会	(財)日本スポーツ協会等主催の講習会の案内を関係団体(スポーツ協会加盟団体・スポーツ少年団等)に流すなどのPRや資格取得の勸奨を行っており、広い分野の指導者の充実に努めます。	継続
51	教育施設・設備の計画的な整備の実施	教育委員会	情報教育など時代に合った教育を推進するための環境整備をはじめ、教育の充実及び安全な教育環境に向けた計画的な整備を実施します。	継続

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
52	地域子育て支援拠点事業 (再掲)	保育園	1 家庭の子育てへの支援目標 (1) 地域における子育て支援サービス充実 3 地域子育て支援拠点事業に掲載	継続
53	子育て情報の提供 (再掲)	保育園	1 家庭の子育てへの支援目標 (1) 地域における子育て支援サービス充実 4 子育て情報の提供に掲載	継続
54	家庭教育支援チーム	教育委員会	親子が孤立することなく、子育て家庭の人間関係を広げ、地域とのつながりのある環境の下で親の学習活動が行われることができるよう、親と地域とのつながりをつくります。	継続
55	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨 (再掲)	教育委員会	3 親と子が共に学び育つ環境づくりのための支援目標 (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 50 スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨に掲載	継続
新	公設塾の推進	教育委員会	学習指導の経験や知識がある地域の方や長期滞在する方の協力を得ながら、学力の向上や苦手科目の克服に必要な学習塾の開設など学習環境の充実に努めます。	新規

(3) 次世代の親の育成

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
56	保育園地域活動事業 (再掲)	保育園	1 家庭の子育てへの支援目標 (3) 世代間交流の推進 7 保育園地域活動事業に掲載	継続

4 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの目標

【施策展開の基本方針】

子どもを安全に安心して生み育てるためには、伸び伸びと活動できる生活空間が必要です。関係機関の連携の強化や、公共施設の整備、子どもが自分で自分を守るための教育等、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
57	交通安全教室	町民課	子どもを対象として、警察署、学校等関係団体等と連携した協力により、ダミーや自転車を使った参加・体験・実践型の交通安全教室を行い、内容の充実に努めます。	継続
58	こぐまクラブ活動	保育園	保育園児、親子を対象として、保育園父母の会が主催となり警察署、地域の交通安全指導員、町民課と連携し年6回の親子交通安全教室を行います。 また、子どもが安全に必要な基本的習慣や態度を身につけるよう努めます。	継続
59	チャイルドシートの貸出事業	保育園	保育園において、希望する保護者に対してチャイルドシートの無料貸し出しを行います。	継続

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
60	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(スクールガード)	教育委員会	子どもの見守り活動として、スクールガードの活動を軸に通学路等のパトロール、不審者情報の配信等を行い、犯罪抑制効果を高め、地域全体で子どもを見守る安心安全な地域づくりを推進します。	拡大
61	街路灯の新設・敷設替の支援・管理	町民課 建設課	町内会等の街路灯の新設、敷設替及び維持補修に対する支援と町公設街路灯の維持管理を行っており、夜間における町民の交通安全と防犯に努めます。 また、地域の要望により新設・補修等を行い、地域の安全を確保します。	継続
62	防犯ステーション	町民課	不審者から声をかけられたりした場合等、子どもがかけこむことができる「防犯ステーション」の登録促進及び周知を進めます。	拡大

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
63	防犯啓発活動	町民課 教育委員会	関係機関と連携をして町内に悪質訪問販売防止ステッカー、防犯旗掲揚、全戸に啓発チラシを配布するとともに、天塩署をはじめ管内の町と関係機関と連携し啓発活動を進めます。 また、青色防犯パトロール等による定期的な町内巡回を行い、啓発活動を進めます。	継続
新	通学路安全推進事業	教育委員会	スクールガードによる見守り・下校指導や定期的な青色防犯パトロールに加え、児童が多く利用する道路や人目が少ない場所を中心に、さらなる通学路の安全対策として、防犯カメラの設置などで不審者の犯罪抑止効果を高めます。	新規

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
64	有害環境対策	教育委員会	有害図書等児童・生徒に悪影響を及ぼすと思われる有害な環境がなくなるよう関係業界に働きかけていきます。	継続
65	SNS・有害サイト等における犯罪被害の防止及び啓発	教育委員会	管内のネットパトロール講習会等で教職員等の指導養成を行うほか、保護者向けの講習会を実施し、啓発活動の推進を図ります。また、SNS や有害サイトに関する情報提供や啓発リーフレットにより普及啓発を図ります。	継続

(4) 安全な道路交通環境の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
66	安全な道路交通環境整備	町民課 建設課	子どもや子ども連れの保護者等が安全に、安心して歩くことができるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を図ります。	継続

(5) 安心して外出できる環境の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
67	環境整備	町民課 建設課	妊産婦、乳幼児連れの保護者など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、道路等の整備を進めます。	継続

5 地域全体で地域の特色を生かしながら次世代を育てるための目標

【施策展開の基本方針】

サロベツ湿原周辺にも美しく貴重な自然が点在し、恵まれた環境の中で子どもが生まれ育つ喜びや、まちを愛する心を育むために、地域全体で応援していきます。

(1) 子どもと大人が地域で共に学ぶ活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
68	地域で共に学ぶ活動	町民課 保健推進課 教育委員会 保育園	定住支援センターなど地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、地域全体でともに学ぶ活動を支援する環境を促進します。	継続

(2) 高齢者の知恵や力を子育て・子育てに生かす活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
69	保育園地域活動事業 (再掲)	保育園	1 家庭の子育てへの支援目標 (3) 世代間交流の推進 7 保育園地域活動事業に掲載	継続

(3) 地域の特性を生かした児童の健全育成

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
70	地域活動の育成	教育委員会	子ども会等の地域組織活動やその指導者の育成を図り、町内会、地域ボランティア等の協力を得て地域児童の健全な育成活動に努めます。	継続

(4) 子どもと大人の地域交流場としての屋外児童公園等の環境整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	方向性
71	児童公園管理運営事業	町民課 建設課	屋外で活動のできる、豊富町の自然を生かした環境整備を行い、子ども・親子の交流の場や、地域の交流の場として育成活動に努めます。	継続



6 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。その後、近年の女性就業率の上昇等によるさらなる共働き家庭等の児童数の増加に対応するため、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

本町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進と併せて、放課後子供教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、又は、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係各機関への働きかけを行っていきます。



豊富小学校



兜沼小中学校



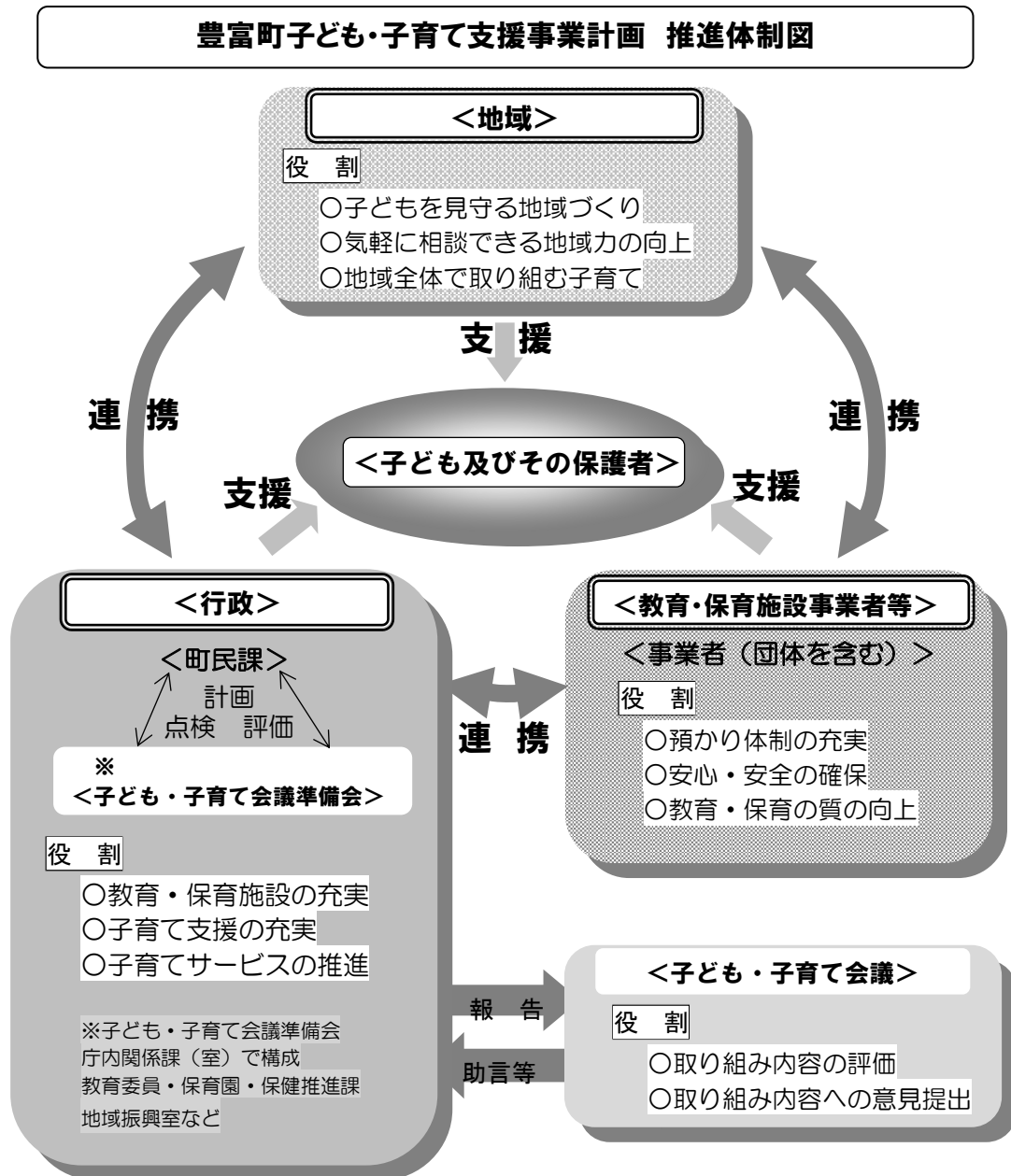
豊富中学校

第8章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

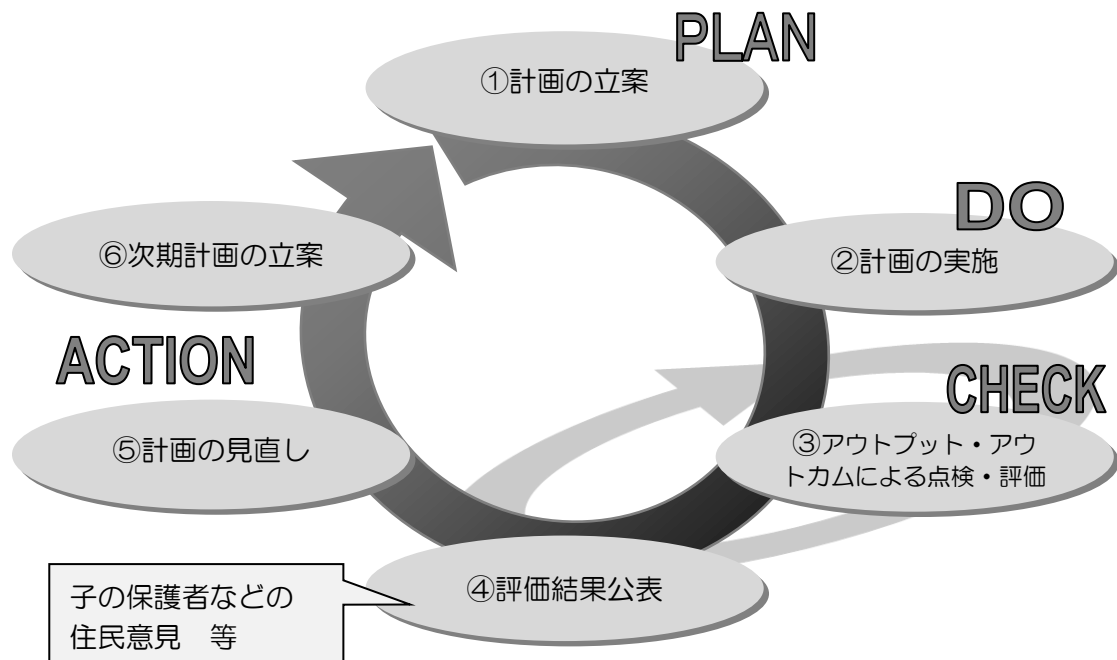
また、複雑な申請手続きや相談窓口などを明確にするため、子どもに関する窓口を設置し、関係機関との連携と本計画の推進を図ります。



2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、豊富町子ども・子育て会議等を活用し、年度点検評価・公表します。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料1 計画策定組織について

資料2 施策一覧

資料3 用語解説

資料1 計画策定組織について

子ども・子育て会議委員一覧

氏 名	所 属	
黒 木 敏 郎	小中学校校長会	学識経験者
水戸部 成 則	豊富町教育委員会 職務代理者	学識経験者
田 丸 和 喜	豊富町社会教育委員 委員長	学識経験者（副会長）
小 林 清 一	豊富町特別支援連携協議会 会長	学識経験者
河 原 隆 人	豊富町連合 PTA 会長	関係団体
矢 田 教 子	豊富町主任児童委員	関係団体
矢 田 真 之	豊富保育園父母の会 代表	関係団体
高 橋 淳	豊富町学童保育親の会 会長	関係団体（会長）
小 松 睦 美	豊富保育園 主任保育士	事業従事者
泉 和 恵	豊富町役場 保健推進課保健予防係	事業従事者
中 野 宏 美	保護者代表	保護者代表

子ども・子育て会議開催

*第1回 令和 元年 7月10日

- ◇子ども・子育て支援事業計画について
- ◇ニーズ調査について
- ◇今後のスケジュールについて

*第2回 令和 元年11月 6日

- ◇ニーズ調査 結果報告及び量の見込みについて
- ◇骨子案について
- ◇今後のスケジュールについて

*第3回 令和 2年 3月 2日

- ◇素案について
- ◇今後のスケジュールについて

子ども・子育て会議準備会委員一覧

氏 名	所 属
福 島 剛	教育委員会 教育次長（～令和元年12月25日） 豊富保育園 園長（令和元年12月26日～）
清 水 日出晃	教育委員会 教育次長補佐【社会教育係】（～令和元年12月25日） 教育委員会 教育次長（令和元年12月26日～）
笹 岡 義 弘	教育委員会 教育次長補佐【社会教育係】（～令和元年6月30日） 豊富保育園 副園長（令和元年7月1日～）
松 田 能 央	教育委員会 社会体育係長
佐 藤 利 行	豊富保育園 園長（～令和元年12月25日）
和 泉 雅 子	豊富保育園 主任保育士
山 田 和 孝	保健推進課 課長
小 泉 貴 裕	保健推進課 課長補佐（保険給付係）
能登屋 仁 美	保健推進課 保健予防係長（保健師）
泉 由 佳	保健推進課 保健予防係 主任保健師
山 崎 莉 奈	保健推進課 保健予防係 主任保健師
松 永 理 菜	保健推進課 保健予防係 保健師
山 田 佳 枝	保健推進課 保健予防係 管理栄養士
山 内 高 広	総務課 地域振興室 地域振興係長

子ども・子育て会議事務局一覧

大 川 徹	町民課 課長（～令和元年6月30日）
鈴 木 充	町民課 課長補佐（～令和元年6月30日） 町民課 課長（令和元年7月1日～）
高 田 泉	町民課 課長補佐
秋 葉 正 美	町民課 課長補佐
鈴 木 裕 子	町民課 社会福祉係長
高 橋 里 奈	町民課 社会福祉係
明 石 智	町民課 社会福祉係

資料2 施策一覧

教育・保育	
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望。
2号認定	満3歳以上で、保育所、認定こども園での保育を希望。
3号認定	満3歳未満で、保育所、認定こども園等での利用を希望。
子ども・子育て支援事業	事業内容
利用者支援に関する事業	子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等をする事業。
延長保育事業（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて保育を実施する事業。
放課後児童健全育成事業	学童保育所。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。
子育て短期支援事業	ショートステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師及び助産師のほか、必要に応じて管理栄養士・保育士が訪問し、育児の悩みに関する助言、子育て支援に関する情報提供などを行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）をする事業。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等をする事業。
一時預かり事業	保護者の疾病等によって、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所などにおいて保育する事業。
病児・病後児保育事業	保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。
妊婦健康診査事業	妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担する事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育施設の通園に必要な「実費徴収に係る費用」の全部又は一部を助成する事業。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

資料3 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	<p>① 「子ども・子育て支援法」（以下、法という。）</p> <p>② 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③ 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる（法第61条）。
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。</p> <p>（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）。

6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう（法第7条）。
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）。
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（法第27条）。
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条）。
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第11条）。
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう（法第29、43条）。
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）。
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）。
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第19条）。</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条）。</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業（法第59条）。</p>
19	量の見込み	<p>「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。</p>
20	教育・保育	<p>6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。</p>
21	家庭類型	<p>父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。</p>
22	保育（ほいく）	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。</p> <p>基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。</p>
23	乳幼児（にゅうようじ）	<p>乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。</p>
24	幼稚園	<p>3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。</p>
25	保育所	<p>0歳（産後57日目）～18歳までの児童を対象とした託児所（0～6歳までが多い）。</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。</p>



豊富町

豊富町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 豊富町

編集 豊富町町民課

〒098-4110 住所：北海道天塩郡豊富町大通6丁目

TEL 0162-82-1001 FAX 0162-82-2806

ホームページ <http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/>